

平成31年生駒市議会（第1回）定例会議案

別冊（第1期基本計画）

（議案第24号 第6次生駒市総合計画基本構想及び第1期基本計画を定めることについて）

平成31年3月5日

生 駒 市

第6次生駒市総合計画

第 1 期 基 本 計 画

生 駒 市

目次

総論	1
第1章 計画の期間	2
第2章 社会環境の変化	3
1 人口減少と少子高齢化の進行	3
2 安全・安心への意識の高まり	3
3 地球環境問題の深刻化	3
4 社会経済構造の変化	4
5 ライフスタイルや価値観の多様化	4
6 高度情報化社会の進展	5
7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化	5
第3章 今後5年間の主要課題	6
1 若年層の人口減少への対応	6
2 老年人口の増加への対応	6
3 大規模災害への備えと防犯・安全対策	6
4 地域経済循環の活性化とライフスタイルの変化への対応	6
5 公共施設等の適正管理	7
6 都市活力の基盤となる土地利用の推進	7
7 交通ネットワークと生活基盤の整備	7
8 財政の深刻化	7
第4章 計画のフレーム	9
1 人口フレーム	9
2 都市構造の基本的な考え方	11
第5章 施策の大綱	13
1 基本的施策・経営的施策	13
(1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち	13
(2) 未来を担う子どもたちを育むまち	14
(3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち	15
(4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち	16
(5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち	17
(6) 持続可能な行財政運営を進めるまち	18
2 戦略的施策	18
(1) 生活構造に関する方針	18
(2) 社会構造に関する方針	19
(3) 都市構造に関する方針	19
(4) 戦略的施策の一覧	20
第6章 計画の進行管理と見直し	23
1 計画の推進に当たって	23
2 計画の進行管理	23
3 計画の見直し	23
各論	25
総合計画の体系	26
1 安全で、安心して健康に暮らせるまち	28
1 健康づくりの推進と医療サービスの充実	28
1-1-1 健康づくり	28
1-1-2 医療	29

2 高齢者の生活を支えるサービスの実施.....	30
1-2-1 高齢者保健福祉・地域福祉.....	30
3 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施.....	31
1-3-1 障がい者保健福祉.....	31
4 地域防災体制の充実.....	32
1-4-1 防災.....	32
1-4-2 消防.....	33
5 生活の安全の確保.....	34
1-5-1 生活安全.....	34
2 未来を担う子どもたちを育むまち.....	35
1 子育て支援の充実.....	35
2-1-1 母子保健.....	35
2-1-2 子ども・子育て支援.....	36
2 学校教育の充実.....	37
2-2-1 学校教育.....	37
2-2-2 青少年.....	38
3 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち.....	39
1 人権の尊重.....	39
3-1-1 人権・多文化共生.....	39
3-1-2 男女共同参画.....	40
2 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化.....	41
3-2-1 市民協働・地域コミュニティ.....	41
3 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進.....	42
3-3-1 生涯学習・スポーツ.....	42
3-3-2 歴史・文化振興.....	43
4 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち.....	44
1 適切な土地利用の推進・学研都市との連携.....	44
4-1-1 住宅環境.....	44
4-1-2 都市づくり.....	45
2 交通ネットワークと生活基盤の整備.....	46
4-2-1 道路・公共交通.....	46
4-2-2 上下水道.....	47
3 低炭素・循環型社会の構築と生活環境の保全.....	48
4-3-1 低炭素・循環型社会.....	48
4-3-2 生活環境.....	49
4 緑・水環境の保全と創出.....	50
4-4-1 緑環境・公園.....	50
5 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち.....	51
1 都市ブランドの構築による都市活力の向上.....	51
5-1-1 都市活力創造.....	51
2 商工業と観光の振興.....	52
5-2-1 商工観光.....	52
3 農業の振興.....	53
5-3-1 農業.....	53
6 持続可能な行財政運営を進めるまち.....	54
1 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進.....	54
6-1-1 行政経営.....	54
6-1-2 情報提供・情報利活用.....	55
6-1-3 財政経営.....	56
6-1-4 職員・行政組織.....	57

総論

第1章 計画の期間

基本計画は、その役割を基本構想において「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年間とします。

ただし、第1期の計画期間については、第2期の計画期間を新元号5（2023）年4月に実施予定の市長選挙の翌年度から4年間とするため、新元号5（2023）年度までの5年間とします。

【計画期間】

【第1期】 平成31年度・新元号元(2019)年度～新元号5(2023)年度

基本計画の計画期間

年度	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
	平成 新元号	31 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
基本計画 【第1期：5年】 【第2期～：4年】		第1期					第2期				第3期				第4期				第5期				

第2章 社会環境の変化

基本計画策定の背景となる主な社会環境の変化としては、次のようなことがあげられます。

1 人口減少と少子高齢化の進行

わが国は平成20(2008)年を境に人口減少局面に入りました。合計特殊出生率¹は、長年にわたって人口規模が維持される水準(「人口置換水準」2.07)を下回る状態が続いており、高齢化の進行とともに、出生数と死亡数の差が開き、人口の自然減少の幅が大きくなっています。平成29(2017)年は過去最大の40万3,000人の自然減少となりましたが、「過去最大」は今後も年々更新されていくことはほぼ確実です。

出生数は平成29(2017)年において過去最少の94万1,000人となりましたが、親世代にあたる人口の減少により、今後も減り続けると見込まれます。また、団塊の世代と呼ばれる昭和22(1947)年～昭和24(1949)年に生まれた世代が新元号7(2025)年までにはすべて後期高齢者となるため、後期高齢者の数が大幅に増加すると見込まれます。

2 安全・安心への意識の高まり

平成23(2011)年の東日本大震災の発生は大きな犠牲と教訓をもたらしましたが、その後も熊本地震(平成28(2016)年)、大阪北部地震、北海道胆振東部地震(いずれも平成30(2018)年)など、大きな被害をもたらす地震が相次いでいます。また、台風の頻発等による風水害も相次いでおり、大規模災害発生への不安は高まっています。

また、わが国の刑法犯の認知件数については、平成15(2003)年から減少に転じ、平成28(2016)年には戦後始めて100万件を下回りました。一方で、情報通信ネットワークの発展に伴い、サイバー犯罪²やインターネット上でのトラブル等は増加傾向にあり、特に、子どもや高齢者をターゲットにした犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。

3 地球環境問題の深刻化

経済発展や技術開発により、我々の生活は物質的には豊かで便利なものとなった一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあります。そのような中、国連総会で持続可能な開発目標(SDGs)³を中核とする「2030アジェンダ」が採択され、わが国においてもSDGs達成に向けて、内閣総理大臣を本部長とする「持

¹ 合計特殊出生率:15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が15～49歳までの間に産む子どもの数。

² サイバー犯罪:インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪。

³ 持続可能な開発目標(SDGs):貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。

続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、様々な主体の取組が始まっています。また、平成28（2016）年にはパリ協定が発効し、地球温暖化・気候変動対策に向け、温室効果ガスの削減等に取り組んでいます。また、大型の台風の頻発等、地球温暖化・気候変動の影響は具体的に発生し始めており、気候変動を前提とした対応策が求められるようになっていきます。

4 社会経済構造の変化

わが国の経済は、緩やかな景気回復を続け、景気回復期間は戦後最長に迫っています。その一方で、企業の生産性の向上や潜在成長率の引き上げが喫緊の課題となっています。こうした中、IoT⁴やAI⁵等の「第4次産業革命」と呼ばれるイノベーションが近年急速に進展しており、新しい技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決できる経済社会「Society 5.0」の実現や、人生100年時代に向けた人づくり、多様な働き方の実現が大きな課題となっています。

関西圏の経済は、為替変動や新興国の経済成長、インバウンドの増加等を背景に、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、経済中枢機能の東京一極集中や、研究開発力・国際競争力の低下、人手不足の顕在化など、先行きは不透明な状況です。

また、グローバル化の進展などを背景に、企業の拠点の海外流出や、大企業と中小企業・小規模事業者間の取引関係の変化が生じており、中小企業・小規模事業者においては、社会経済構造の変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになっていきます。

雇用情勢においては、若年期に非正規雇用となり、そのまま中高年を迎え、経済基盤が弱いままの人への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進など、全世代を通しての安定した雇用環境の確保が課題となっています。少子高齢化が進む中、社会保障制度の維持・充実が重要となっています。

5 ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯の増加など家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。個人の意識も、ワーク・ライフ・バランスなど、物質的な豊かさから心の豊かさを重視し、量から質を求める方向へ変化しています。誰もが自分らしく生活し、定年後のシニア世代などが知識と経験を活かして自己実現できる環境づくりが求められます。

ライフスタイルの変化とともに、それを支える消費と生産のスタイルにも変化が現れて

⁴ IoT: Internet of Things の略。自動車、家電などあらゆるものがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるモノのインターネットのこと。

⁵ AI: 人工知能。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

います。住居や宿泊、自動車、服、スキルなど様々な生活の場面で、知らない誰かとつながり、モノを「共有（シェア）」する生活様式が広がりつつあります。シェアは価値観の多様化に留まらず、シェアリングエコノミー⁶として、消費や所有といった地域経済のあり方や活性化にまで影響を及ぼす可能性があります。

6 高度情報化社会の進展

I C Tの飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、インターネットやスマートフォンの普及などにより、市民の日常生活や行政サービスは大きく変わろうとしています。

S N S⁷をはじめとするソーシャルメディアの利用が拡大し、現実社会での人間関係を補完するようにコミュニケーションの多様化が進んでいます。また、インターネットを利用した消費（eコマース）は年々増加傾向にあり、企業と消費者間の電子商取引（E C）市場は急成長しており、時間的・空間的制約を受けない消費活動が拡大しています。

国においても、I C Tを活用した利便性の高い電子行政サービスの提供や業務の効率化・省力化が進められており、マイナンバー制度の導入等による、住民の利便性向上や行政事務の効率化が進められつつあります。

一方で、高度情報化社会の急速な進展により生じるデジタル・ディバイド（情報格差）⁸の解消が課題となっています。

7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化

国と地方自治体の税収は、緩やかな景気回復に伴って、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の人口減少の進行などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。

また、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また公共施設や道路・上下水道などのインフラ施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。これに伴い、民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想されます。人口減少が進む中、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。

⁶ シェアリングエコノミー：個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。

⁷ SNS：Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

⁸ デジタル・ディバイド（情報格差）：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

第3章 今後5年間の主要課題

これからの本市のまちづくりにおいて今後5年間の主要な課題となっている事項については、次のとおりです。

1 若年層の人口減少への対応

出生数の減少傾向を緩和し、将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくため、子どもを産み、育てやすい環境を充実し、子育て世代の転入・定住を促すとともに、出生率の向上を図る必要があります。

2 老年人口の増加への対応

老年人口の増加により、要支援・要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増大や、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、自らの健康は自ら維持する「自助」、互いに支えあう仕組みを大切にする「互助」、介護保険・医療保険制度等による「共助」、自助や互助、共助が対応できない課題について補完する「公助」のバランスのとれた仕組みづくりを進め、医療、介護、介護予防等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進することが必要です。

3 大規模災害への備えと防犯・安全対策

人口減少や核家族化の進行に伴う地域の防災力の低下や災害弱者の増加、気候変動に伴う風水害の増加等を踏まえ、台風・集中豪雨や震災等の大規模災害対策の充実や危機管理能力を高めるとともに、地域の防災力を高め、安全・安心を確保していくことが必要です。

また、高齢者を狙った犯罪の増加傾向や、生活安全の確保を重要視する市民意識を踏まえ、子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者が犯罪に巻き込まれにくくするための環境を整備することが必要です。

4 地域経済循環の活性化とライフスタイルの変化への対応

本市は、市外就業率が周辺市と比較して随分高く、働く人の所得は市外に依存する一方で、市外で買い物をする市民も多いことから、地域経済循環率は低い状況です。一方で、労働力人口は横ばい傾向ですが、高齢化の進行に伴って非労働力人口は増加し、昼間も市内で過ごす人が多くなり、昼夜間人口比率は上昇傾向にあります。

こうしたことから、様々な分野の事業活動や市民活動が連携し、地域資源を最大限に活用しつつ、域内の消費の受け皿を増やし、地域経済循環を活性化することが必要です。

5 公共施設等の適正管理

高度経済成長期に大量かつ集中的に整備してきた公共施設や道路、上下水道などのインフラ施設が今後一斉に更新時期を迎えつつあります。老朽化した施設をそのまま放置すると重大な事故などのリスクが高まりますが、施設をすべて維持・更新するためには、今後40年間で約2,300億円もの費用が必要になると推計しており、財政運営に大きな影響を与えます。

そのため、人口減少や人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化を的確に把握し、公共施設等の適正な配置を進め、効率的な運営を図る（ファシリティマネジメント）ことが必要です。

6 都市活力の基盤となる土地利用の推進

人口減少・少子高齢社会にあっても、都市の活力を維持、向上させていく観点から、学研北生駒駅周辺地区や学研生駒テクノエリア等における土地利用を促進することが必要です。

また、学研高山地区第2工区については、主要関係機関との協力体制を構築し、地権者・市民を交えながら、時代のニーズに合わせた土地利用計画となるよう、具体化に向けた検討を行う必要があります。

7 交通ネットワークと生活基盤の整備

将来、人口減少による低密度化や高齢化の進行に伴って、交通需要の変化が見込まれることから、地域ごとの状況を踏まえ、公共交通のサービス水準を含めた総合的な交通ネットワークの検討が必要です。加えて、ユニバーサルデザイン⁹によるまちづくりで歩きやすい環境を形成するなど、年齢や障がいの有無等にかかわらずすべての人が暮らしやすい環境を整備して、安全性の確保と健康増進が図られる都市構造にしていく必要があります。

また、衛生的で快適な住環境の形成と河川の水質保全のために、公共下水道の整備は最も効果的な手法ですが、下水道普及率は県内でも低い状況であり、整備が完了するまでには相当の期間と財政負担を伴うことから、地域の特性に応じた污水处理施設の整備を促進することが必要です。

8 財政の深刻化

生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける社会保障費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費等の上昇などにより、投資的経費等に充当できる一般財源は徐々に減少し、財政の弾力性を判断する経常

⁹ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

収支比率は上昇するなど、財政の硬直化が予測されます。

こうしたことから、施策の推進に当たっては、中期財政計画の財政収支見通しや財政判断指標に留意し、財政規律を確保しつつ、選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、より一層財政の健全化を図る必要があります。

第4章 計画のフレーム

1 人口フレーム

(1) 人口の動向

本市は、平成30(2018)年10月1日現在で、総人口(住民基本台帳に基づく人口)は120,118人、世帯数は50,061世帯となっており、平成25(2013)年11月の121,350人をピークに人口減少に転じました。

本市はこれまで、自然増、社会増と両方が増加することで大きく人口が増加してきました。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいとなっている一方で死亡数が増加し、出生数と死亡数が逆転し、自然増減はマイナスに転じています。一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入と転出が逆転し、転出超過に転じています。

(2) 人口フレーム設定の基本方針

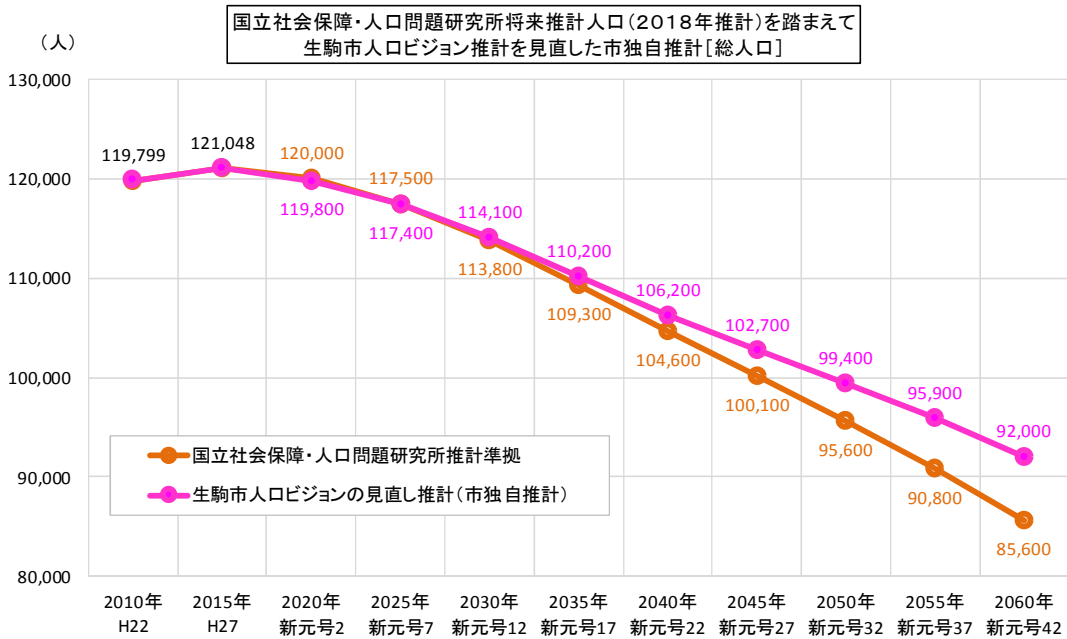
本市における過去の人口動態を踏まえつつ、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策効果を考慮して策定した生駒市人口ビジョン(住民基本台帳人口をベースとした将来推計人口(市独自))を基本とし、平成30(2018)年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を踏まえて推計し直した値を、人口フレームとして設定します。なお、計画期間内に生駒市人口ビジョンを変更した場合は、変更後の推計値を人口フレームとすることとします。

(3) 総人口と世帯数の推移

国立社会保障・人口問題研究所による出生率と移動率を用いた推計(住民基本台帳人口ベース)では、長期的に将来人口は減少し、新元号42(2060)年には概ね8万6千人となる見通しとなっています。人口ビジョン推計を見直した独自推計では、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取組によって出生率が徐々に上昇し、子育て層の社会動態(転入・転出の差)がプラスを維持すると想定し、新元号2(2020)年頃から本格的に人口減少に転じた後、一貫して減少を続けるものの、新元号42(2060)年において概ね9万2千人になると見通しています。

総合計画(第1期基本計画)の目標年次である新元号5(2023)年における総人口については、概ね11万8千人^(注)とします。

世帯数については、人口減少が進行するものの、核家族化や世帯分離等の影響により1世帯当たりの人数は減少し、今後も増加傾向が続くと見込まれるため、概ね5万1千世帯^(注)とします。

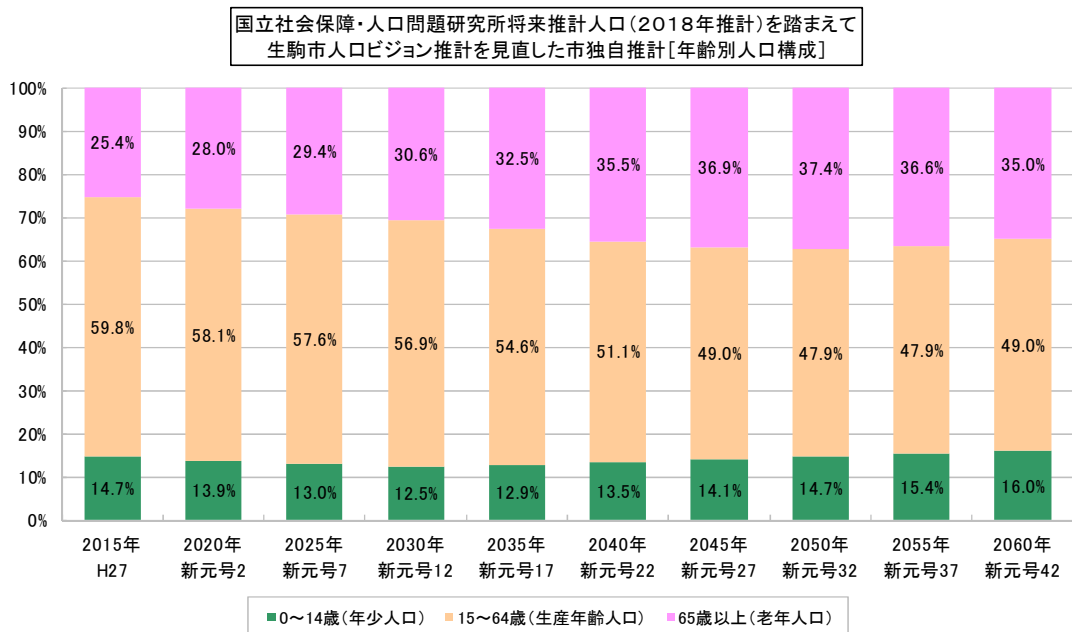


(4) 年齢別人口構成の推移

本市においては今後も急速に高齢化が進む状況にあり、平成30(2018)年において27.4%の老年人口比率(65歳以上)は、新元号5(2023)年には28.8%に、新元号32(2050)年には37.4%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいます。

また、生産年齢人口比率(15~64歳)は、平成30(2018)年の58.5%から新元号5(2023)年には57.8%に、新元号32(2050)年には47.9%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。

年少人口比率(14歳以下)は、平成30(2018)年の14.2%から新元号5年(2023)年には13.4%に、新元号12(2030)年には12.5%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。



(注) 本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。

2 都市構造の基本的な考え方

(1) 都市の拠点

人口減少・少子高齢化が進む中であっても、人口密度を維持しながら、これまでのベッドタウン型の都市構造から市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークを形成するため、1つの都市拠点と2つの地域拠点を設定します。

都市拠点は、人口や都市機能が集積し、公共交通の利便性にも優れ、市民・事業者・行政の様々な活動の拠点となり、また、都市全体に魅力と活力をもたらす中核となる場所です。本市の玄関口である生駒駅周辺地域と隣接する東生駒駅周辺地域を都市拠点と位置付け、広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる拠点形成を図ります。

また、生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、住民の利便性を高めるため、都市拠点到準ずる都市機能を備えた拠点として、地域拠点を設定します。北部地域の地域拠点を学研北生駒駅周辺地域に、南部地域の地域拠点を南生駒駅周辺地域にそれぞれ位置付け、地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された拠点形成を図ります。

(2) 都市軸・緑水軸

鉄道や幹線道路の都市軸を中心とした、公共交通を利用しやすい環境づくりを進め、都市拠点を中心とする市内の総合的な交通ネットワーク形成の充実を図ります。

また、地形的に、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸の維持・保全を図ります。

(3) 土地利用の方針

「人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」の維持・増進を図るため、緑地等の自然環境・景観の保全と活用を推進し、自然環境との調和や良好な景観の創出、まちの賑わいを高める都市機能の集約を図りつつ、地域の特性を踏まえた多様な住まい方、暮らし方に対応するまちづくりを土地利用の基本方針とします。

市街地においては、生駒山などの自然環境や景観との調和や人口減少に伴って今後増加が見込まれる空き家に対する適正対応、有効活用を図りつつ、低層住宅を主体としたゆとりある居住環境の維持・向上を図っていきます。なお、商業・業務地や駅周辺等の区域については、都市の活性化という観点から多様で魅力ある都市機能の集積・誘導を図ります。

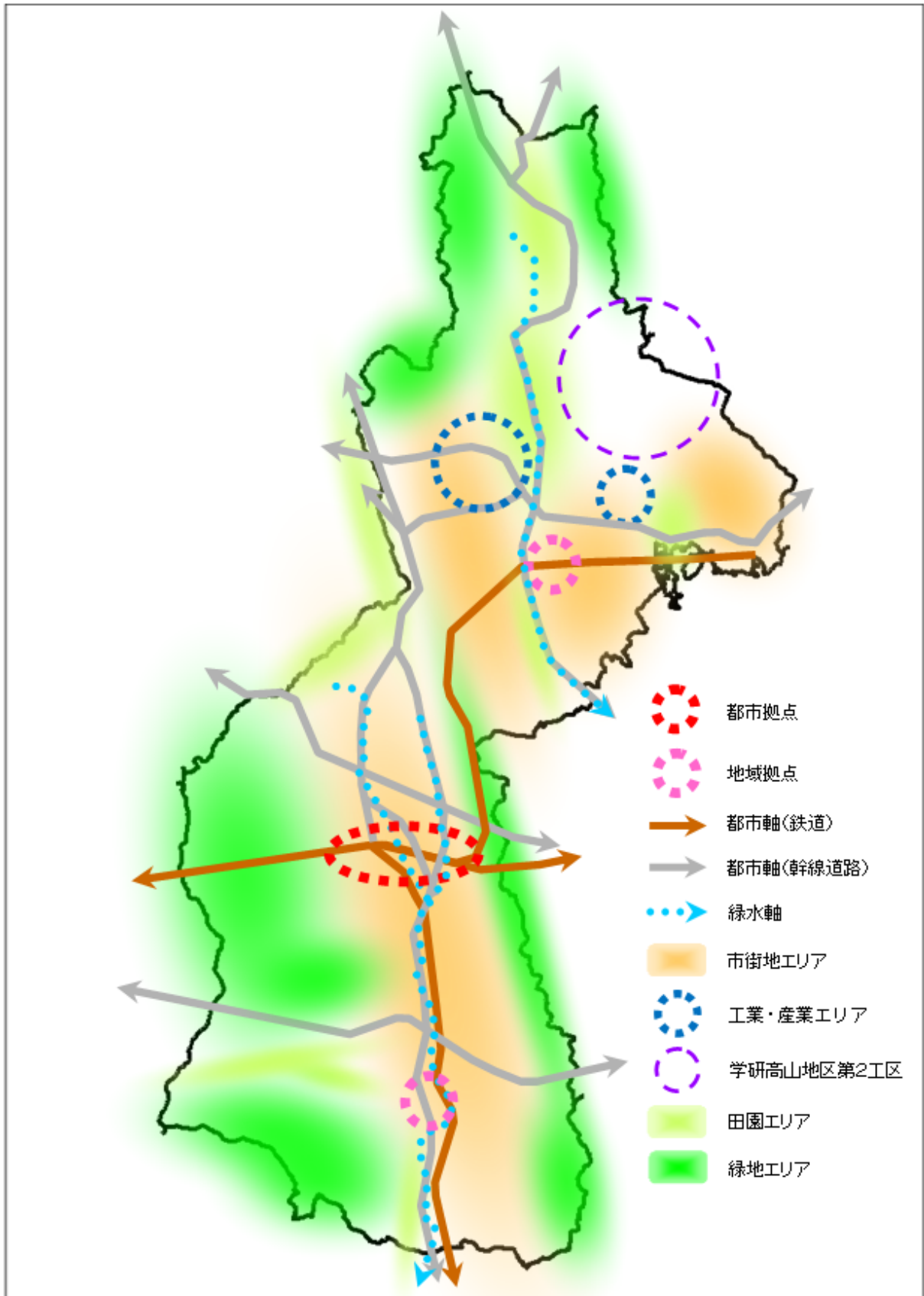
工業・産業地やその周辺区域については、産業振興と雇用の創出につながる産業機能の立地・誘導を図ります。

学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

農地や既存集落などの田園地については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、古民家等の既存ストックを観光振興や移住・定住促進に活用するなどゆとりとうるおいを醸し出す貴重な空間としてさらなる魅力創出を図ります。

生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵・西の京丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎとおいしい空間としての活用を図ります。

都市構造イメージ図



第5章 施策の大綱

本市の将来都市像の実現に向けて、基本的施策、経営的施策、戦略的施策からなる施策の大綱を設定し、体系的に取組を進めます。

基本的施策

まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組を示す施策

経営的施策

持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策

戦略的施策

人口減少・少子高齢化による人口構造の変化と、個人のライフスタイルや価値観の多様化に伴って生じる将来的な課題（概ね20年先）を見据え、その課題解決もしくはその課題による影響を緩和するため、基本構想に掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である、生活・社会・都市構造の3つの視点から、分野横断的な展開により、今後5年間のうちに戦略的に推進する施策

1 基本的施策・経営的施策

[基本的施策]

(1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち

① 健康づくりの推進と医療サービスの充実

健康寿命の延伸を目指して、幼いころから規則正しい健康的な生活習慣を確立し、すべての人が自分らしく生きがいを持っていつまでも健康で暮らせるよう、誰もが自然に健康づくりに結びつく環境を、学校との連携や地域における自主的な活動等によってみんなで作ることができるまちづくりを進めます。

また、少子高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、市立病院を拠点として地域の医療機関等の連携体制の強化により、地域完結型の医療体制を構築することで、身近な地域で安全で質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するとともに、緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救命救急活動を行う体制を整えます。

② 高齢者の生活を支えるサービスの実施

地域の様々な社会資源を活用し、高齢者をはじめ、すべての市民が共に協働し合い、

時に支え、時に支えられながら、住み慣れた地域で可能な限り自分らしくいつまでも健やかに安心して暮せる地域共生社会の実現に向けて、「保健・福祉」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「介護予防・生活支援」「すまいと住まい方」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の実現を目指します。

③ 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、共に支え合い、障がい者が住み慣れた地域において、自立して安心した生活ができる社会づくりを目指します。

また、障がい者が心身共に健康で豊かな生活を送ることができるような保健・医療・教育と連携した福祉サービスや、多様な働き方ができるような就労支援を充実するとともに、いつまでも生きがいや希望を持って社会参加ができる環境整備を目指します。

④ 地域防災体制の充実

大規模災害の発生に備え、道路・河川の整備、ライフラインの強化、情報伝達手段の確保等により災害に強い安全なまちづくりを推進し、広域的な連携をはじめ効率的・効果的な消防・救急体制のさらなる強化により危機管理能力を高めるとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、自主防災会などの地域住民と防災関係機関の連携による地域防災力の充実強化を図ります。

⑤ 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係団体、警察等との連携を強化し、市民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識の向上を図るとともに、地域防犯対策や通学安全対策、消費者被害対策、交通安全対策の充実を図り、犯罪や消費者被害、交通事故などの予防、被害拡大防止を図ります。

(2) 未来を担う子どもたちを育むまち

① 子育て支援の充実

子育てを楽しめる地域づくりを進めるため、未来の宝である子どもたちを家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育てるとともに、子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、保護者支援の場や地域で支えあうためのコミュニティを構築します。

また、幼稚園、保育所、こども園など就学前教育・保育のニーズに対応した環境整備に取り組むとともに、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ教育カリキュラムを実践し、就学前教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実

義務教育における子どもたちの基礎的・基本的な学力・体力の向上と、21世紀を生き抜く力を身につける学びを創造するとともに、いじめを許さない学校づくりをはじめ、多様性を認める優しい心と挑戦を続けるたくましい心の育成に取り組めます。

また、子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくりを進めるとともに、学びを支える教職員や学校を支援します。

(3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち

① 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進し、多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、多文化が共生し、多様な価値観を認め合い、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

② 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化

まちづくりを進める上で、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働・協創によるまちづくりを推進します。

また、誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくるとともに、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPO¹⁰などの多様な市民活動を支援します。

③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

市民がすべてのライフステージで楽しみながら学び、地域とつながることができるま

¹⁰ NPO:「Non-Profit Organization」(非営利組織)の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題(テーマ)に市民が主体的に取り組む組織。

ちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実や市民の自発的な学習活動の支援により、学習成果が地域社会に還元される機会を創出します。

また、市民力を活かした個性豊かな文化の創出と、文化活動への参加により市民が豊かな感性を養い、地域に愛着を持つような魅力あるまちづくりに向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図ります。

さらに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、誰もが気軽に運動やスポーツを行うことのできる環境の整備、充実を図ります。

(4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

① 適切な土地利用の推進・学研都市との連携

人口減少による低密度化や少子高齢化が進む中であっても、住宅や医療・福祉系機関、公共交通などを含めた都市構造全体を視野に入れ、地域の状況に応じた適切な土地利用を進めるとともに、空き家対策の推進をはじめ、住宅都市としての魅力を維持していくため、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。

なお、学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

また、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

② 交通ネットワークと生活基盤の整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況、人口減少・少子高齢化の進行による交通需要の変化を勘案し、総合的な観点から鉄道や幹線道路を中心とした交通ネットワークの形成や持続可能な公共交通の維持など公共交通を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上や安全性の確保を図ります。

また、水道事業においては、人口減少の進行による水需要の減少を見据えた効率的で持続可能な経営を行うとともに、公共下水道や合併処理浄化槽等の各種污水处理施設等の適切な役割分担の下に計画的に整備を進め、生活排水対策による河川の水質保全と良好な生活環境の形成を図ります。

③ 低炭素・循環型社会の構築と生活環境の保全

環境モデル都市として、温室効果ガスの大幅な削減や、省エネルギー対策の促進、新たなエネルギーの利活用を図るとともに、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進める

など、市民・事業者・行政が協創して、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築を進めます。

また、安全で快適な生活環境を確保するため、地域の状況に応じた美化や公害対策の推進を図ります。

④ 緑・水環境の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林、河川などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

また、豊かな緑に彩られた住宅都市である生駒の景観を尊重した景観形成を図ります。

(5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

① 都市ブランドの構築による都市活力の向上

都市活力を維持、向上するため、市民のシビックプライド¹¹を醸成し、市民の参画・推奨意欲の向上によって、まちの新たな価値を明確にするとともに、価値の明確化によって独自の都市ブランドを構築し、市内外に発信することで、将来の移住、定住につながる交流を促進します。

② 商工業と観光の振興

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏への交通利便性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、既存の市内企業の定着、活性化と新規企業の誘致を推進するとともに、市民生活の利便性や快適性の維持向上を図り、商業・サービスの事業継承やイノベーションによる定着・発展を促進します。

また、生産年齢人口が減少していく中、労働力を確保するため、市内企業でのワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めるとともに、テレワークや起業など市内での多様な働き方を広げるなど就労、就業環境を整え、女性・高齢者・若者・障がい者等の就業促進に取り組みます。

さらに、観光を振興するため、独自の歴史文化資源や自然環境を活かし、生駒のまちや市民、文化そのものに触れる機会をつくるとともに、モデルとなる拠点エリアにおける先導的な取組を推進しつつ、積極的に本市のまちの魅力を発信します。

¹¹ シビックプライド：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。

③ 農業の振興

大都市近郊農業が有する多面的機能を発揮するため、農業基盤整備の支援や既存農家、新規就農者への支援を進めるとともに、市民等が農と親しむ機会の創出や農業団体をはじめ関係機関等とのネットワークを強化することにより、都市住民から農業者や企業等まで市民全体で農地の保全・活用と地産地消を進めます。

[経営的施策]

(6) 持続可能な行財政運営を進めるまち

① 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進

社会環境の変化に伴って多様化・複雑化する社会ニーズに対応しつつ、行政事務の効率化や将来見通しに基づく公共施設等の総量の最適化、各種財政指標の維持・改善など行財政改革を進め、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

また、政策の有効性を高めるため、証拠に基づく政策づくり（EBPM¹²）を推進します。そのために、統計データの整備や取組の有効性を検証する手法の研究、各地の優良事例や専門の有識者とのネットワーク形成など、エビデンスとなる情報を収集する体制を整備します。

さらに、多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題に対応し、積極的に市民や関係団体と協働して具体的な成果に換え、価値を創造することのできる職員の育成に取り組みます。

2 戦略的施策

戦略的に施策を展開していくための方針を次のとおり定め、基本的施策や経営的施策に位置付けた施策の効果を一層高めます。

(1) 生活構造に関する方針

個人の生活構造については、「人生の歩み方」が変化し、また多様になっていくことを踏まえた行政サービスの展開を検討します。具体的には、大阪や京都に通勤・通学して夜は寝に帰るだけの住宅都市（ベッドタウン）から脱却し、平日の昼間から、様々な人々が

¹² EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化し、たうえて政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとする。

働いたり学んだり、地域の活動をしたりといった、多様な活動ができる環境を整えるとともに、ひとり暮らしから多世代同居、グループによる同居・近居まで、多様な世帯のあり方を想定した行政サービスの設計を進めます。

(2) 社会構造に関する方針

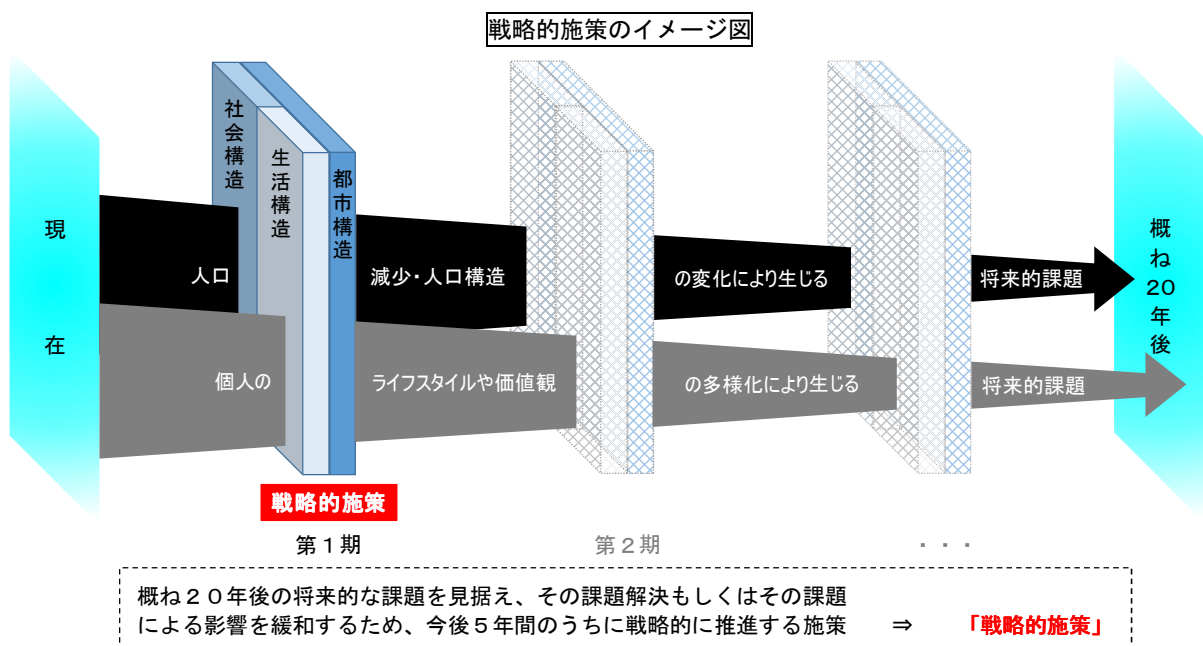
社会構造については、人口減少・少子高齢化の進行による影響を少しでも緩和するため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく分野横断的な施策展開を通じて、子育てしやすい環境整備による出生率の向上を図るとともに、本市の認知度と都市ブランド力を高めることで近隣都市に居住する子育て層を中心に転入数の維持を図ります。

また、コミュニティを支える担い手不足が懸念される中、地縁団体からテーマ型のNPOに至るまで、多様な組織が活躍し、行政と協創できる環境を整備します。

(3) 都市構造に関する方針

都市構造については、生活構造と社会構造の変化を見据え、変化し多様化する「人生の歩み方」を踏まえて、「ベッドタウン」からの脱却につながるよう都市計画マスタープランの見直しを進め、持続可能な都市構造に向けた取組を推進していきます。

また、生活構造と社会構造の変化の中でも、人口減少の進行を見据え、公共施設等の適正配置を進めます。具体的には、公共施設とインフラ施設に対する市民ニーズの変化を的確に把握し、施設の統廃合や複合化、転用等の検討を進めるとともに、インフラ施設については、これまで整備してきた施設を計画的に保全・更新していくことに重点をおきます。



(4) 戦略的施策の一覧

上記(1)～(3)の方針に基づき、基本計画(各論)で掲げる施策・取組の中から、次の3つのテーマごとに選定し、「戦略的施策」として位置付けます。

ア 個人のライフスタイルや価値観の多様化への対応

施策の大綱		施策		取組
(3) ①	人権の尊重	男女共同参画 (3-1-2)	共同参画の意識形成	学校や地域等で自分の能力や個性を輝かせ、自分らしく生きることができる社会の実現
			女性活躍推進	施策に多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性参画の拡大と女性の人材育成・活用
(4) ①	適切な土地利用の推進・学研都市との連携	住宅環境 (4-1-1)	住環境	地域の特長を生かしたライフスタイルの実現と多様な住まい方・暮らし方への受容と理解の促進
(5) ①	都市ブランドの構築による都市活力の向上	都市活力創造 (5-1-1)	都市ブランド形成	夢や目標の実現を目指す人や新しい暮らし方をする人の可視化とつながりや交流の支援
(5) ②	商工業と観光の振興	商工観光 (5-2-1)	企業立地	企業や研究施設の誘致 時代の転換を見据えた企業誘致の取組の調査研究
			商工業	地域活性化を図るための起業支援
				子育て女性や高齢者等多様な人材への就業支援の実施
				多様な働き方の啓発と施設・設備の利用促進 市内企業との連携による、市内の就職情報を提供できる環境整備と情報提供・周知
(5) ③	農業の振興	農業 (5-3-1)	農地保全	農地幹旋、農地情報提供、営農相談等の新規就農者支援
			地産地消	事業者の地場野菜等の販売支援及び消費ニーズの把握

イ 人口減少・人口構造の変化への対応

施策の大綱		施策		取組
(1) ②	高齢者の生活を支えるサービスの実施	高齢者保健福祉・地域福祉 (1-2-1)	地域包括ケアシステム	介護予防・日常生活支援総合事業の充実
				自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進
			地域福祉活動	高齢者が地域で日常的に交流できる「通いの場」の拡充
				地域福祉活動が機能するための環境整備 シルバー人材センターの活性化支援と高齢者の就労支援

(2) ①	子育て支援の充実	母子保健 (2-1-1)	産前産後	不育症治療・一般不妊治療費の助成による経済的負担の軽減
				妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供
			育児	産婦・新生児や乳児の訪問指導
				疾病の早期発見・治療、障がいの早期発見、育児支援等のための乳幼児健康診査の実施
				発達や育児の不安解消等の親の支援と子どもの健全育成のための取組
		子ども・子育て支援 (2-1-2)	保育	待機児童解消に向けた、保育所の開設と保育士の確保
				保護者ニーズに合わせた保育事業の継続実施と充実
			就学前教育	多様化する保護者ニーズに対応した預かり保育の充実
				地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案した、幼稚園のこども園化の推進
			子育て支援	地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等による子育て支援体制の充実
(2) ②	学校教育の充実	学校教育 (2-2-1)	全国学力・学習状況調査結果を踏まえた、学力向上や生活習慣の改善等さらなる教育活動の推進	
			小学校1年生からの独自教材の使用や外国語指導助手の活用による英語教育の推進	
			I C T機器の活用による教育効果の向上と、児童生徒が主体的・協働的に学習できる環境づくり	
			学校司書を中心とした学校図書館の活性化による児童生徒の読書意欲の向上	
		学校施設	学校給食センター整備運営事業の推進	
(5) ①	都市ブランドの構築による都市活力の向上	都市活力創造 (5-1-1)	都市ブランド形成	生駒らしい魅力の形成と、差別化につながる戦略的事業の推進や関係部門間の連携促進
				生駒らしいライフスタイルの発信等による都市イメージの形成

ウ 生活構造や社会構造の変化に対応した都市機能の見直し

施策の大綱		施策		取組
(2) ①	子育て支援の充実	子ども・子育て支援 (2-1-2)	保育	保育所及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策
			就学前教育	幼稚園及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策
(2) ②	学校教育の充実	学校教育 (2-2-1)	学校施設	学校施設の安全点検と計画的な老朽化対策
(4) ①	適切な土地利用の推進・学研都市との連携	住宅環境 (4-1-1)	住環境	空き家等の市場への流通促進を図るため、空き家流通促進プラットフォームの運営支援
				事業者との連携による近居・住み替えニーズの掘り起こしと魅力的な賃貸住宅等の供給策の検討
				空き家対策として、住宅需給バランス、周辺環境への負荷に配慮した新築・土地利用のあり方の検討
		都市づくり (4-1-2)	土地利用	時代のニーズに即した持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるための、柔軟で合理的な土地利用の推進
				将来人口推計値やオープンデータの活用による、人口構成に適應する細やかな都市（地域）構造の分析・検討
		商業・産業集積による持続的で活力ある都市形成のための適切な土地利用の誘導		
		拠点形成・地域形成	市民アンケートやワークショップ等による住民意向や地域特性の把握と、地域特性を踏まえたまちづくりの推進	
		学研都市	学研高山地区第2工区の新たなまちづくり検討組織による全体土地利用計画等や段階的整備などの検討・策定	
(4) ②	交通ネットワークと生活基盤の整備	道路・公共交通 (4-2-1)	幹線道路	学研生駒テクノエリアを中心とした企業誘致関連道路等のインフラ整備の推進
			生活道路	道路インフラの長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修工事の実施
			公共交通	生駒市地域公共交通活性化協議会における地域公共交通網形成計画の検討・策定
		上下水道 (4-2-2)	上水道	効率的で持続可能な経営を行うための経営方針や事業計画の策定
下水道	効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づく効率的な事業展開			
(4) ④	緑・水環境の保全と創出	緑環境・公園 (4-4-1)	公園整備	公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の適正管理
(6) ①	健全で効果的・効率的な行財政運営の推進	行政経営 (6-1-1)	公共施設	人口減少や人口構造の変化を見据えた、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修時期等の決定
				各公共施設の状況把握と施設の有効活用
				公共施設等の長寿命化の推進
				既存インフラ施設の継続的な保全・更新

第6章 計画の進行管理と見直し

1 計画の推進に当たって

基本計画に掲げる目標は、本計画に位置付けた施策・事業の実施により実現していきます。施策・事業の実施に当たっては、総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するため、「新規・主要事業ヒアリング」「予算編成」「事業実施」「施策・事業評価」のPDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを構築し、推進していきます。

なお、計画の推進に当たっては、持続可能な行財政運営に向けた取組との整合性を図りつつ、本計画の実効性を確保するため、新たに策定する「生駒市行政改革大綱」、「生駒市行政改革大綱行動計画」、「中期財政計画」、「生駒市定員適正化計画」と一体的な運用を図ります。

2 計画の進行管理

基本計画については、基本構想の行政経営の基本方針に掲げた「証拠に基づく政策づくり（EBPM）」の考え方に基づき、政策の有効性についての客観的な証拠に基づいて取組内容を立案し、実施後もその効果を検証しながら改善を進めていけるようPDCAサイクルによる計画の進行管理（モニタリング）を行います。

進行管理を行うに当たっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である基本的施策・経営的施策（小分野・細分野）と戦略的施策を対象とし、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、生駒市総合計画審議会において行政内部での検証や総括について審議を行い、各施策の進捗状況を総括し、総合的に評価することとします。

なお、各施策を包括する分野別計画において、基本計画の進行管理と同様に計画の進捗状況を検証している場合にあつては、当該分野別計画の評価をもって、基本計画の各施策の評価とします。

3 計画の見直し

基本計画については、計画の進行管理（モニタリング）をする中で、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画の見直し（オルタレーション）ができることとします。

計画の見直しに当たっては、計画の基本的な構成の範囲内で、進行管理の過程で浮上した課題に応じて計画の記述を見直し、生駒市総合計画審議会に諮った上で、計画を見直すこととします。

各 論

○総合計画の体系

○基本的施策（小分野 1 1 1 ～ 5 3 1）

○経営的施策（小分野 6 1 1 ～ 6 1 4）

総合計画の体系

恒久的目標	
市民憲章	自治基本条例の 基本理念
<p>自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。</p> <p>お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。</p> <p>人権を尊重し、心の健康であたかも文化のまちをつくりましょう。</p> <p>お互いに助けあい、安心して暮らせる美しいまちをつくりましょう。</p> <p>人権を尊重し、心の健康であたかも文化のまちをつくりましょう。</p> <p>スポートに出会い、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。</p> <p>知恵を出し、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。</p>	<p>将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまち</p>

概ね20年後の目標（基本構想）	
将来都市像	大分野（まちづくりの目標）
<p>自分らしく輝けるステージ・生駒</p>	<p>1 安全で、安心して健康に暮らせるまち</p>
	<p>2 未来を担う子どもたちを育むまち</p>
	<p>3 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち</p>
	<p>4 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち</p>
	<p>5 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち</p>
	<p>6 持続可能な行財政運営を進めるまち</p>

5年後の目標（基本計画）			
中分野（施策の大綱）	小分野（施策）	細分野（5年後のまち）	
基本的 施策	11 健康づくりの推進と医療サービスの充実	111 健康づくり	① 身体の健康 ② 心の健康
		112 医療	① 地域医療 ② 在宅医療・医療介護連携 ③ 医療保険制度
	12 高齢者の生活を支えるサービスの実施	121 高齢者保健福祉・地域福祉	① 地域包括ケアシステム ② 認知症対策 ③ 地域福祉活動
	13 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施	131 障がい者保健福祉	① 障がい者理解・権利擁護 ② 社会参加・就労支援 ③ 生活支援
	14 地域防災体制の充実	141 防災	① 災害対策 ② 自主防災 ③ 防災体制
		142 消防	① 予防 ② 警防・救助 ③ 救急
	15 生活の安全の確保	151 生活安全	① 交通安全 ② 防犯 ③ 消費者保護
	21 子育て支援の充実	211 母子保健	① 産前産後 ② 育児
		212 子ども・子育て支援	① 保育 ② 就学前教育 ③ 子育て支援
	22 学校教育の充実	221 学校教育	① 学校教育 ② 特別支援教育 ③ 学校施設
		222 青少年	① 健全育成 ② 自立支援
	31 人権の尊重	311 人権・多文化共生	① 人権 ② 多文化共生
		312 男女共同参画	① 共同参画の意識形成 ② 女性活躍推進
	32 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化	321 市民協働・地域コミュニティ	① 市民協働・協創 ② 地域活動 ③ 市民活動
	33 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進	331 生涯学習・スポーツ	① 生涯学習 ② 図書館 ③ スポーツ
		332 歴史・文化振興	① 歴史・伝統文化 ② 文化振興・文化活動
	41 適切な土地利用の推進・学研都市との連携	411 住宅環境	① 住環境 ② 住宅性能
		412 都市づくり	① 土地利用 ② 拠点形成・地域形成 ③ 学研都市
	42 交通ネットワークと生活基盤の整備	421 道路・公共交通	① 幹線道路 ② 生活道路 ③ 公共交通
		422 上下水道	① 上水道 ② 下水道
	43 低炭素・循環型社会の構築と生活環境の保全	431 低炭素・循環型社会	① 5R ② 再エネ ③ 省エネ
		432 生活環境	① 地域美化・環境衛生 ② 都市生活型公害対策
	44 緑・水環境の保全と創出	441 緑環境・公園	① 緑の保全 ② 緑の創造 ③ 公園整備
	51 都市ブランドの構築による都市活力の向上	511 都市活力創造	① 都市ブランド形成 ② 公民連携
	52 商工業と観光の振興	521 商工観光	① 企業立地 ② 商工業 ③ 観光
	53 農業の振興	531 農業	① 農地保全 ② 農地活用 ③ 地産地消
経営的 施策	61 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進	611 行政経営	① 行政マネジメント ② 公共施設 ③ EBP M
		612 情報提供・情報利活用	① 情報提供 ② 情報利活用 ③ 情報通信技術の活用
		613 財政経営	① 財政運営 ② 公会計
		614 職員・行政組織	① 人事制度 ② 人材育成 ③ 行政組織

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
身体の健康	① 健（検）診や地域の活動により、一人ひとりが自然に健康に対する関心を持ち、元気で生きがいを持った市民が増えている。	<p>国や県の方針や取組を踏まえながら、平成 15(2003)年に健康いごま 21 を策定し、「みんなで始める市民健康づくり」を理念として、市民一人ひとりが主体的に生活習慣を改善し、健康を維持・増進する取組を支援してきました。しかし、個人の努力や責任に委ねているだけでは健康づくりを進めていくことは難しいことから、平成 25(2013)年に、第 2 期健康いごま 21 を策定し、市民・地域・行政が一体となった健康づくりのための環境づくりを進め、市民一人ひとりの主体的な取組を支援するだけでなく、誰もが少しでも効果的に取り組むことができるよう「みんなですすめる市民健康づくり」を推進する取組を行っています。</p> <p>健康寿命の延伸への関心が高まっていますが、健康維持・増進には市民の死亡原因の第 1 位でもあるがんや生活習慣病^{※1}への子どもの頃からの対策が重要であることから、市民一人ひとりが健康づくりに取り組む意識をより高め、定期的な健（検）診の受診率向上に向けた取組と適切な食事・運動、たばこ対策が実践できるように、引き続き支援することが必要です。</p>	<p>① 1 特定健康診査^{※2}、各種検診を実施します。（国保医療課・健康課）</p> <p>① 2 科学的根拠に基づくがん（胃・子宮・肺・乳・大腸）検診の実施と精度管理による質の確保及び受診しやすい体制を整えます。（健康課）</p> <p>① 3 生活習慣病予防教室や運動教室、各種相談（健康・栄養・運動）、出前講座を実施します。（健康課・国保医療課・スポーツ振興課・教育指導課・地域包括ケア推進課）</p> <p>① 4 児童生徒の健康な身体づくりのための教育を行います。（教育指導課）</p> <p>① 5 健康づくりリーダーの養成にあたって、食育に関する内容をより充実させ、人材育成を図ります。（健康課）</p> <p>① 6 食育ネットワークシステムを設置し、様々な食に関する取組を推進します。（健康課）</p> <p>① 7 生駒健康ウォーキングマップを活用した歩こう会や地域組織に同マップを活用した運動事業を推進します。（健康課）</p> <p>① 8 禁煙相談やイベントを開催し、禁煙や受動喫煙防止の啓発を行います。（健康課・環境保全課）</p>
心の健康	② 住民同士の声かけや助け合い活動、相談機関の活用により、心の健康が維持でき、自分らしく生きがいを持ち、安心して暮らすことができている。	<p>現代社会では、ストレスにさらされることが多く、誰もが心の健康を損なう可能性があると言われてしています。また、本市は全国と比べて低い自殺率ですが、依然として自ら命を絶つという深刻な事態が続いていますので、自殺の危機を早期発見する仕組みづくりが大切です。</p> <p>また、生涯にわたって、いきいきと暮らすためには、身体の健康だけでなく心の健康も重要であることから、メンタルヘルスの正しい知識の普及と相談機関の周知を図る必要があります。</p> <p>住民の暮らしに密着した広報・啓発・相談支援など、生きることの包括的支援である自殺対策を推進するとともに、地域のセーフティネット（気付きとつながり）となるゲートキーパー^{※3}の充足に向けた、幅広い人材の確保と養成が求められています。</p>	<p>② 1 こころの健康相談、自己チェック法等の情報を発信します。（健康課）</p> <p>② 2 鬱症状の早期発見に向け、実態把握に努めます。（地域包括ケア推進課）</p> <p>② 3 健康づくりリーダーの養成にあたって、ゲートキーパーに関する内容をより充実させ、人材育成を図ります。（健康課）</p> <p>② 4 多職種を対象に、ゲートキーパー研修を実施し、人材育成を図ります。（健康課）</p> <p>② 5 生駒市自殺対策計画に基づき、庁内横断的な相談支援体制を整えます。（健康課）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
身体の健康	<p>① 自らの健康状態の把握や健康づくりのため、個人レベルで健（検）診や食事、運動等に関心を持ち、積極的・定期的に受診する。</p> <p>① 一人ひとりが、望まない受動喫煙を防ぐ視点を持つ。</p> <p>① 地域に健康づくりの大切さを教えるため、健康づくりリーダーやサポーター等が健康に関する情報（健康づくりの輪）を個人から家族、地域へと広げる。</p>	<p>① 事業者は原則屋内禁煙とし、望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙対策を講じる。</p>
心の健康	<p>② 悩みや困難を抱えた人を孤立させないため、気になる人を見かけた時に声をかけ、必要時には見守りや相談機関につなげる。</p>	<p>② 各種相談窓口に関する情報を提供する。</p>

※1 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備軍を減少させるため、40歳～74歳の被保険者等に行う健康診査。

※3 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
地域医療	① 市立病院や地域の医療機関が連携し、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備が進んでいる。	平成 27(2015)年に開院した生駒市立病院は地域医療の充実に向けて取組を進めています。また、県では、新元号 7(2025)年を目標年次とした地域医療構想に基づき、本市を含む西和医療圏内の医療機関が担う役割についての話し合いが始まっています。 一方、本市における地域医療の現況等について、救急医療では、軽症患者の搬送件数が多く、また、重症傷病者の搬送困難症例が全国に比較して多くなっています。小児二次医療では、救急を含め、市外医療機関に依存しています。入院医療では、脳卒中や虚血性心疾患等迅速な治療の開始が、予後に大きく影響するため、生活圏内で治療を受けることが望ましいですが、入院先の約半数が市外医療機関となっています。 以上のような現状を踏まえ、地域の医療機関の連携による地域医療のさらなる充実に向けた取組が必要となっています。	① 1 市民のニーズや地域医療の現状把握を進め、それらの分析に基づき医療需要に適合した医療提供体制を構築するため、地元医師会をはじめ、地域の医療機関との連携・協力体制の整備に取り組みます。(地域医療課) ① 2 救急搬送データをもとに、病連携の強化をはじめとする救急医療の充実のための取組を進めます。(地域医療課) ① 3 一次救急医療※1における拠点的な役割を果たす生駒メディカルセンター休日夜間応急診療所を運営します。(健康課) ① 4 市内の救急医療体制等に関する情報を提供します。(健康課) ① 5 望ましい救急外来の利用に関する知識の普及啓発を図ります。(健康課) ① 6 市立病院において、二次救急医療(小児二次救急を含む)を充実します。(地域医療課)
在宅医療・医療介護連携	② 在宅医療の充実とともに医療機関と介護事業所等との連携によって質の高い医療・介護サービスが包括的に提供される体制が確保されている。	市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム※2の構築が求められています。そのためには、在宅医療の充実とともに、医療・介護の連携強化が重要な課題となります。医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるためには、入院時の情報共有、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面での連携を促進する支援体制の整備が必要です。 このような背景を踏まえ、平成 28(2016)年に生駒市医療介護連携ネットワーク協議会を立ち上げ、医療や介護に携わる多職種で構成する在宅医療介護推進部会と認知症対策部会を設置し、生駒市在宅医療介護連携の方針を策定しました。 策定後は方針に則って、入院調整マニュアルや相談窓口等優先度の高い順に具体的に取組を進めているところですが、団塊の世代が 75 歳以上となる新元号 7(2025)年を目途に医療・介護の連携強化をさらに進めていく必要があります。	② 1 地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、地域の医療介護連携の実態把握や課題の検討、施策の立案を行います。(地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課) ② 2 地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築や医療・介護関係者の情報共有の支援、相談支援、関係市町村との連携を推進します。(地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課) ② 3 地元医師会をはじめ地域の医療機関や介護事業所との連携・協力のもと、医療・介護従事者を対象とした多職種連携研修や市民への普及啓発を推進します。(地域医療課・地域包括ケア推進課・介護保険課・健康課) ② 4 市立病院において、在宅患者の急変時に受け入れできる後方支援体制の構築を目指します。(地域医療課)
医療保険制度	③ 医療費削減に向けた一人ひとりの意識向上のもと、国民健康保険制度が安定的に運営され、誰もが安心して医療を受けている。	人口減少、75 歳以上人口の増加に伴う被保険者数の減少により国民健康保険税収が減少する一方で、高齢化や高額医薬品等の影響により、一人当たりの医療費の増加が見込まれます。 このような状況において、平成 30(2018)年度から、県が財政運営の責任主体となり、県単位で安定的な財政運営と効率的な事業運営を推進する取組が行われています。 今後は、県との連携をより一層強化し、医療費削減のため、医療費適正化に取り組むことが必要です。	③ 1 ジェネリック医薬品差額通知を送付して、普及率向上を目指します。(国保医療課) ③ 2 医療費通知を送付して、医療費適正化に向け啓発します。(国保医療課) ③ 3 県と連携を図り、糖尿病の重症化リスクの高い者に対し糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施し、保健指導を行います。(国保医療課) ③ 4 生活習慣病予防のため、生活習慣の改善を目指した取組を行います。(国保医療課・健康課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
地域医療	① 地域の医療体制を把握するなど地域医療への関心を持ち、適正な受診を心掛ける。 ① 救急車の適正利用に努める。 ① 自らの健康を守るため、健康診査等を積極的に受診し、日頃から健康管理を行う。	① 病連携、病診連携等、医療機関相互の連携の強化に努める。 ① 救急搬送ルールを適切に運用し、救急患者を断らない医療体制を構築する。 ① 救急等人員の確保(小児二次救急含む)に努める。 ① 患者の立場を尊重し、医療に関する必要な説明、情報の提供を行い、患者との信頼関係を築く。
在宅医療・医療介護連携	② 近くの開業医をかかりつけ医に持つなど、緊急時に迅速な対処ができるように備えておく。 ② 在宅医療・介護等の講演会に参加するなど情報を収集し、関心を持つ。	② 医療・介護のネットワークを強化し、顔の見える関係を構築する。 ② 多職種連携研修や講演会に参加し、在宅療養に関するケアの向上や市民ニーズの把握に努める。
医療保険制度	③ ジェネリック医薬品の利用、重複受診の見直し等により医療費削減に努めるとともに、バランスの取れた食生活や適度な運動等により、生活習慣病予防に取り組む。	③ ジェネリック医薬品を薬局に適切に配置するとともに、処方医と連携の上、ジェネリック医薬品の使用を推進する。 ③ 投薬数の多い患者に対して声をかけし、自宅等にある残薬を有効活用する。

※1 一次救急医療:入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者に対応する救急医療のこと。入院治療を必要とする患者に対応する救急医療は二次救急医療、二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者に対する救急医療を三次救急医療と呼ぶ。

※2 地域包括ケアシステム:小分野 1-2-1 参照

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
地域包括ケアシステム※1	① 自助・互助・共助・公助のバランスの取れた包括的な支援・サービスの整備が進んでいる。	<p>高齢化の急速な進行に伴い、地域の中での支え合いの仕組みづくりの強化や自立支援、重度化防止への取組が重要となってきています。</p> <p>また、介護サービスの需要に即した将来にわたる介護人材の確保、医療や介護ニーズの高い人々の在宅生活の支援等を含め、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めている途上にあります。</p> <p>特に新元号 3(2021)年を境に、後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、新元号 7(2025)年には高齢化率が 29.4% (3.4 人に 1 人)、高齢者のうち後期高齢者は 60.2%となる見込みであることから、要介護認定率の上昇、虚弱高齢者・認知症高齢者の増加に対応できる保険者機能の強化、専門職のケアの向上、自助や互助の取組推進等、包括的な体制整備が急務です。</p> <p>また、平成 30(2018)年の生活困窮者自立支援法の改正により、生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援が求められています。</p>	<p>① 1 介護予防・日常生活支援総合事業を充実します。(地域包括ケア推進課)</p> <p>① 2 自立支援に向けた介護予防・重度化防止を進めます。(地域包括ケア推進課)</p> <p>① 3 在宅医療・介護連携を推進します。(地域包括ケア推進課・地域医療課・健康課・介護保険課)</p> <p>① 4 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。(地域包括ケア推進課・高齢施策課・市民活動推進課)</p> <p>① 5 介護に取り組む家族等の支援を充実します。(地域包括ケア推進課・高齢施策課)</p> <p>① 6 介護人材の確保や介護サービスの適正な整備に努めます。(地域包括ケア推進課・介護保険課)</p> <p>① 7 保険者機能を強化し、介護保険制度の適正化に努めます。(介護保険課・地域包括ケア推進課)</p> <p>① 8 生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。(保護課)</p>
認知症対策	② 認知症高齢者や家族を支える支援体制が進んでいる。	<p>高齢化が進む中、認知症高齢者数も増え、要介護認定者のうち、約 52%が内服や金銭管理が困難となっています。</p> <p>徘徊の恐れのある高齢者の登録者数は、平成 26(2014)年度末の 70 人に比べ、平成 29(2017)年度末には 152 人と 217%増加となっています。このような状況下、認知症の正しい理解の促進、認知症の早期発見・早期受診や治療、認知症ケアの充実や認知症を有していても安心して外出できる見守り体制の構築等に努めているものの、さらに認知症に関する理解の促進に向けた施策を充実する必要があります。</p>	<p>② 1 認知症に関する理解を深めるための普及啓発を充実します。(地域包括ケア推進課)</p> <p>② 2 認知症の早期発見・早期受診・早期治療・重度化遅延に向けた取組を進めます。(地域包括ケア推進課)</p> <p>② 3 多職種連携研修会の開催等、認知症ケアの向上に関する取組を充実します。(地域包括ケア推進課・地域医療課・介護保険課・健康課)</p> <p>② 4 認知症本人や家族に対するケアの充実に向けた取組を強化します。(地域包括ケア推進課・介護保険課)</p> <p>② 5 認知症高齢者および家族の安心・安全を確保するために地域の見守りネットワークの構築を進めます。(地域包括ケア推進課)</p> <p>② 6 認知症高齢者の権利擁護への取組を進めます。(地域包括ケア推進課・高齢施策課)</p>
地域福祉活動	③ 地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士の支え合いが広がっている。	<p>誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、地域で支え合う意識の醸成を高め、高齢者の安心・安全が確保できる仕組みの構築に取り組んでいます。</p> <p>特に、高齢者が互いに支える仕組みづくりに向け、自治会、老人クラブ連合会、民生委員等と連携強化に努めています。</p> <p>住民主体の通いの場の創出については、小地域を単位に平成 27(2015)年度末の 50 ヶ所から平成 29(2017)年度末には 110 ヶ所に増加しているものの、担い手の高齢化等が課題となりつつあります。また、高齢者の生きがいづくりの場として、シルバー人材センターにおいても活動内容を充実し、社会参加の場の促進に努めています。</p> <p>今後は、さらに地域福祉活動が効果的に機能するように、関係機関・者との連携を強化し、地域福祉の充実を図る必要があります。</p>	<p>③ 1 自治会、老人クラブ連合会、民生委員等と連携強化し、通いの場の拡充を図ります。(高齢施策課・地域包括ケア推進課)</p> <p>③ 2 地域福祉活動が効果的に機能するよう、他の関係機関と役割を分担しながら、連携強化します。(高齢施策課・地域包括ケア推進課・生涯学習課)</p> <p>③ 3 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点となるシルバー人材センターの活性化に向けて支援するとともに、高齢者就労に関する情報提供を行います。(高齢施策課・商工観光課・地域包括ケア推進課)</p> <p>③ 4 高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援を行います。(高齢施策課・地域包括ケア推進課)</p> <p>③ 5 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を進めます。(高齢施策課)</p> <p>③ 6 高齢者の外出支援や生活支援に取り組めます。(高齢施策課・地域包括ケア推進課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
地域包括ケアシステム	① 地域活動団体を創出する。	① 自立支援・重度化防止に向けた実践を強化する。
認知症対策	② 認知症について理解を深め、認知症本人及び家族の不安・困惑・混乱・苦悩等を感じとり、地域の中で温かく支える・見守る役割を持つ。	② 認知症について理解を深める啓発活動を実施する。 ② 行方不明高齢者検索ネットワークシステムへ登録する。
地域福祉活動	③ 地域福祉活動の担い手養成・育成に係る講座に参加する。 ③ 避難支援員を選定する。 ③ 1 人暮らし高齢者を把握し支援する。	③ 配食や宅配事業を通じて、安否確認や見守りを行う。

※1 地域包括ケアシステム:地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
障がい者理解・権利擁護	① すべての市民が障がいについて理解し、人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会づくりが進んでいる。	障がい者等にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去していかなければなりません。今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応するためには、ノーマライゼーション ^{※1} の理念に基づき、市民の相互支援、ボランティア活動が機能していることが重要になります。自助、共助、公助の考え方が根付き、地域住民が一体となり、助け合える、話し合える、分かち合える地域社会を構築することが望まれます。 障がい者理解や権利擁護に向けた取組を進めてきましたが、今後も継続して、すべての市民が障がいについて理解し、障がい者と共に生きる社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。	① 1 障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。(障がい福祉課) ① 2 市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備します。(障がい福祉課) ① 3 権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる体制の充実を図ります。(障がい福祉課) ① 4 障がい者に対する虐待の未然防止や発生時の早期対応に取り組めます。(障がい福祉課)
社会参加・就労支援	② 障がい者の生きがいある生活と社会参加が進んでいる。	人口減少社会を迎え、事故や病気による中途障がい者の雇用継続や社会復帰の重要性が高まっている中、障がい者の社会参加や就労支援を進めてきました。 今後も継続して、障がい者の生きがいある生活と社会参加の実現に向けた取組を進めていく必要があります。	② 1 障がい者の社会参加の機会の充実とともに社会参加に必要な移動支援や情報提供等の充実を図ります。(障がい福祉課) ② 2 障がい者が、その適性と能力に応じて多様な働き方ができるよう、総合的な就労支援に取り組めます。(障がい福祉課・人事課・商工観光課・農林課・みどり公園課)
生活支援	③ 障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して安心した生活ができる取組が進んでいる。	高齢化の進行やストレス社会の広がりの中、障がい者数の増加や障がいの重度・重複化が起きています。また、誰もが住み慣れた地域で家族と関わりながら、自立して安心した生活を継続できる仕組みづくりも求められています。 核家族化や介護する家族の高齢化等による家族介護力の低下や、親亡き後の問題の深刻化に対し、生活支援や相談支援等を進めてきましたが、今後も継続して、地域が一体となって支える体制の整備に向けた取組を進めていく必要があります。	③ 1 障がい者の自立や生活支援、障がい児の通所支援のサービスの量的・質的な充実を図ります。(障がい福祉課) ③ 2 相談機能の充実を図るとともに各関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課) ③ 3 障がい者の福祉、医療、教育、雇用に関わる関係者・関係機関、障がい者団体等の相互連携により、地域課題の解決に向けた協議と課題解決に取り組みます。(障がい福祉課) ③ 4 ひとり暮らし障がい者や重度障がい者への地域での生活を支援する拠点として、地域生活支援拠点機能の充実を図ります。(障がい福祉課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
障がい者理解・権利擁護	① 障がい者や障がい特性の理解を深める。 ① 積極的にボランティア活動に参加するなど地域で互いに助け合う。	① 障がい者理解を深める啓発活動を行う。 ① 積極的にボランティア活動に参加するなど地域で互いに助け合う。
社会参加・就労支援	② 障がい者が地域活動に参加しやすい体制を整備する。 ② 授産品を購入する。	② 障がい者の自立支援のため就労機会を確保する。 ② 就労体験の場を提供する。
生活支援	③ 障がい者に対する地域での見守り支援や関係機関への情報提供に協力する。	③ 障がい者に対する合理的配慮を行う。 ③ 福祉事業者が、地域のニーズに応じた質の高いサービスを提供する。

※1 ノーマライゼーション:障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じ様に生活し活動することが、社会の本来あるべき姿であるという考え方。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
災害対策	① 防災・減災のための対策が強化され、平常時から防災を意識できるまちづくりが進んでいる。	<p>近年、全国各地で大きな被害をもたらす地震や台風による被害が相次いでおり、大規模災害発生への不安は高まっています。特に、本市では土砂災害警戒区域が多いことから、県と協力して土砂災害対策に取り組む必要があります。</p> <p>また、避難所の耐震化は完了したものの、その他の施設や緊急輸送路である橋りょうの耐震化等の防災関連施設の機能強化を進めていく必要があります。</p> <p>避難所ごとの地域性を考え、住民の避難だけでなく通勤、通学途上の帰宅困難者、他市町村からの避難者の受入れに対応した機能強化が求められています。避難所等の防災関連施設に災害種別や機能をわかりやすく表示することにより、住民はもちろん、初めて本市を訪れた人にも災害時に利用できる施設の場所等を平常時から認識できるまちをつくる必要があります。</p> <p>さらに、大規模地震発生時に強い揺れによる建物倒壊等の被害が甚大になる可能性がある住宅への耐震化を推進する必要があります。</p>	<p>① 1 災害時に備えて防災拠点施設の役割、場所を周知します。(防災安全課)</p> <p>① 2 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(管理課・土木課)</p> <p>① 3 大和川流域総合治水対策として、雨水の流出抑制対策を進めます。(土木課)</p> <p>① 4 県と協力して土砂災害対策に取り組めます。(事業計画課・防災安全課)</p> <p>① 5 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課)</p> <p>① 6 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図り、災害発生時の復旧・復興を円滑に行えるよう、地籍の明確化を図ります。(事業計画課)</p> <p>① 7 広報やセミナーの開催等を通じて市民に啓発を行い、建築物等の耐震化を推進します。(建築課)</p>
自主防災	② 複数の自主防災組織が連携し、地域の特性に応じた災害対応ができています。	<p>本市は防災意識の高い地域や住民が多く、自主防災活動が活発に行われ、個人や各家庭での防災力強化に役立っています。これらを基盤に、新たな共助への試みとして、災害時の個人間の助け合いから地域間の協力体制に範囲を広げ、より具体的な自主防災活動を行う必要があります。自治会を基準として結成されている自主防災会では、毎年、防災会ごとに防災訓練を実施し、住民の防災力の強化に努めています。</p> <p>しかしながら、大規模災害発生時には複数の地域住民が同一の避難所を利用することが想定され、避難してきた住民が互いに協力し、避難所を運営することが求められることから、自主防災組織間のつながりや協力体制の強化を平時から進める必要があります。</p>	<p>② 1 地域の特性を踏まえ、避難所・緊急避難場所を中心とした複数の地域が合同で行う訓練を実施します。(防災安全課・市民活動推進課)</p> <p>② 2 地域ごとの災害特性を認識し、その対応策を確認できる防災訓練や防災講座を実施します。(防災安全課・事業計画課)</p> <p>② 3 自主防災会で行う防災訓練や資機材整備について支援します。(防災安全課)</p> <p>② 4 世代別や職業等、各種団体のニーズに合わせた研修等を開催します。(防災安全課)</p>
防災体制	③ 被災からいち早く立ち直ることができる体制を強化し、他地域・団体からの受援体制や他被災地への支援体制が整っている。	<p>近年、想定を上回る大規模災害により甚大な被害を受け、復興にも多大な時間を要する事例が全国的に増えています。</p> <p>大規模災害で被災した場合に備え、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係団体・機関等との協力関係を深め、他市町村やボランティア、NPO^{※1}等を含めた支援の受入れ体制を整える必要があります。</p> <p>また、大規模災害発生時に被災市町村への確かな支援が行えるよう、支援体制を強化し、人材を育成する必要があります。</p>	<p>③ 1 毎年度、生駒市地域防災計画を見直し、さらなる防災・減災対策の推進及び防災会議の充実に努めます。(防災安全課)</p> <p>③ 2 生駒市地域防災計画に基づき、職員の災害対応能力を向上させ、その維持継続を図ります。(防災安全課)</p> <p>③ 3 他市町村からの支援や、ボランティア等の受入れと協力体制を整え、効率的な受援体制を整備します。(防災安全課)</p> <p>③ 4 他被災地への支援派遣に備え、人材を育成します。(防災安全課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
災害対策	<p>① 自宅の耐震強度や、家具の配置も含めた危険性を知る。</p> <p>① 災害発生時に必要となる情報の入手方法についてあらかじめ確認しておく。</p> <p>① 災害時に個人でできる備えを行う。</p>	<p>① 耐震診断を実施する。</p> <p>① 耐震補強工事を実施する。</p> <p>① 従業員用の災害用備蓄を行う。</p>
自主防災	<p>② 近隣自治会相互で協力する。</p> <p>② 地域特性を知り、それに応じた災害時の行動に結びつける。</p> <p>② 自治会館や集会所の災害時の自主的な活用の可能性について地域で検討する。</p>	<p>② 定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>② 近隣住民と協力し、防災減災活動を実施する。</p>
防災体制	<p>③ 近隣で大規模災害が起きた場合、被災者支援に協力する。</p> <p>③ 自主防災活動やボランティアに積極的に参加する。</p>	<p>③ 災害協定先事業者は防災訓練に協力する。</p> <p>③ BCP(業務継続計画)を策定する。</p>

※1 NPO:小分野 3-2-1 参照

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
予防	①市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行うことで、より一層安全で安心して暮らせるまちになっている。	火災発生件数の減少については、製品における防火安全性能の向上や喫煙率の減少によるたばこを原因とする出火の減少が考えられます。また、本市でも住宅用火災警報器の設置により、ぼや火災で消止められた事例や街頭消火器を使って大火に至らなかった奏功事例があり、被害の拡大防止に役立っています。 出火源となりうるものを定期的に点検し、その周囲に可燃物を置かないこと、火災が発生すれば早期発見・速やかに通報・初期消火・避難を行うことが、火災による被害の低減につながることから、市民や事業者における防火管理体制を確立していく必要があります。	① 1 火災件数の減少や火災による死傷者をゼロに近づけるため、火災予防の一層の普及啓発を図ります。(予防課・消防署) ② 2 市民や事業所の防火意識高揚及び火災の初期対応力の向上を図ります。(予防課・消防署) ③ 3 防火対象物及び危険物施設等への立入検査を実施し、法令違反については是正指導を強化します。(予防課・消防署)
警防・救助	②消火、救急体制の整備が進み、隣接消防本部との相互応援協定の強化と活動連携が進んでいる。	近年の大規模地震の発生や災害の多様化など消防を取り巻く環境変化に対応するため、高度な知識・技術を持ち合わせた消防職員の育成とともに資機材の整備等を行うことで、本部・署・団の消防力を強化することが求められています。 また、隣接自治体境界部の災害や大規模災害時の対応では、府県を超えた隣接消防本部との広域的な活動連携の強化が重要であるため、円滑な活動連携を行うために出動計画を見直す必要があります。	② 1 消防職員の活動能力向上のため、関係機関との各種研修会及び合同訓練への参加を促進します。(消防署) ② 2 消防活動に使用する緊急車両・資器材等の整備及び充実・強化のため、車両等の更新及び維持管理を行います。(警防課・消防署) ② 3 高度な救命処置の実施による救命率向上と救急業務の高度化を推進します。(警防課・消防署) ② 4 消防団員の人員確保と体制を充実強化します。(消防本部総務課) ② 5 消防団活動の充実を図るため、県消防学校専科教育入校や研修会等への参加を促進します。(消防本部総務課) ② 6 府県を超えた隣接消防本部との相互応援協定の強化と合同訓練実施による迅速な活動連携を図ります。(警防課・消防署) ② 7 奈良市・生駒市消防指令センターとの円滑な活動連携並びに出動計画を見直します。(警防課)
救急	③市民が救命講習会を受講して応急手当を理解することにより、救急車の適正な利用が進んでいる。	近年、救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるため、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供するかが近年の救急業務に係る課題となっています。 救急車を必要としない出動要請を抑制するため、市民が普通救命講習会を受講し、適切な観察や処置を理解してもらうことにより、救急車を適正に利用する意識を高めてもらい、理解と協力の促進を図る必要があります。	③ 1 ホームページや広報紙等を利用した救急車の適正な利用の啓発活動を行います。(警防課・消防署) ③ 2 市民に応急手当の方法を身に付けてもらうために救命講習会を開催します。(消防署)

	■市民ができること	■事業者ができること
予防	① 住宅用火災警報器設置等の自主的な火災予防に取り組む。	① 防火管理体制や防火安全対策を充実強化する。
警防・救助	② 大規模災害の発生を見据えた自助・共助中心による消火、救護及び救出訓練を実施する。 ② 初期消火や救護、救助活動を行う。 ② 消防団活動に対して理解し協力する。	② 「消防団応援の店」に協力する。 ② 初期消火や救護、救助活動を行う。
救急	③ 奈良県救急安心センター相談ダイヤル（#7119）を活用するなど、救急車の適正な利用に対して理解し協力する。 ③ 救命講習会に参加する。 ③ 災害発生時に救護救助活動を行う。	③ 救命講習会に参加する。 ③ AEDを設置し、訓練をする。 ③ 災害発生時に救護救助活動を行う。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
交通安全	① 交通ルールや交通マナーを守る意識が高まり、だれでも安全でかつ安心して外出や移動ができています。	<p>交通死亡事故者数の減少が進む中、高齢化の進行により、交通事故の当事者となる高齢者の割合が高くなっています。今後、高齢者に対する交通安全教育のさらなる充実と、高齢者事故を防ぐための高齢者（認知症）ドライバーの免許返納の推進が必要です。</p> <p>また、子どもや高齢者等の交通事故を防ぐため、安全にかつ安心して外出や移動ができる環境整備を進めることや、これまで以上に市民に交通安全に関心を持ってもらい、自らの問題として積極的に交通安全活動に参加する市民主体の意識を醸成することが必要です。</p> <p>引き続き、警察、交通指導員及び交通安全推進員等と連携しながら、地域の実情に即した交通安全運動や人材育成を進める必要があります。</p> <p>さらに、駅周辺の違法駐車や放置自転車が目受けられ、交通安全の妨げとなっていることから、警察等関係機関と連携し、さらなる啓発や実行性のある対策が必要です。</p>	<p>① 1 地域や関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図るため、啓発に取り組みます。（防災安全課）</p> <p>① 2 高齢者や幼・保育園児、小・中・高校生を対象として、交通指導員による交通安全教室を実施します。（防災安全課）</p> <p>① 3 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。（土木課）</p> <p>① 4 関係機関と連携し通学路の合同点検を実施します。（教育総務課・防災安全課・管理課・事業計画課・土木課）</p> <p>① 5 警察等関係機関と連携し、違法駐車等防止重点地域（生駒駅・東生駒駅周辺）において、交通指導員による違法駐車等の巡回・防止啓発活動を行うとともに、市営駐車場の利用促進を図ります。（防災安全課）</p> <p>① 6 自転車等放置禁止区域（生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺）において、放置自転車等の防止啓発や撤去を重点的にを行います。（防災安全課）</p>
防犯	② 地域の安全は地域で守るという市民一人ひとりの意識が高まり、安全で住み良い地域社会が広がっている。	<p>全国的に犯罪が多発する中、地域の安全を確保するため本市では警察をはじめ関係団体や地域と連携しながら防犯活動に取り組んでいます。今後、少子高齢化や核家族化の進行、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の防犯機能の低下が懸念されることから、継続して防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていくことが必要です。</p> <p>また、犯罪のない明るい社会を築いていくため、市民みんなが暴力を許さない社会づくりを推進する必要があります。</p>	<p>② 1 地域による防犯パトロール等の防犯活動を促進支援します。（防災安全課）</p> <p>② 2 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「子ども110番の家」の設置を推進します。（防災安全課）</p> <p>② 3 出前防犯教室を開催し、意識啓発や情報提供を行います。（防災安全課）</p> <p>② 4 地域による防犯カメラの設置を促進支援します。（防災安全課）</p> <p>② 5 特殊詐欺等による被害防止に取り組みます。（防災安全課）</p> <p>② 6 警察等関係機関や地域と連携し、暴力排除推進協議会や防犯協議会の事業を推進します。（防災安全課）</p>
消費者保護	③ 市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。	<p>消費者保護については、条例の適正な運用を図るとともに、どこでも講座や講演会の開催をはじめ、啓発活動にも取り組んできました。</p> <p>しかしながら、架空請求やインターネット通販におけるトラブル等、より複雑・多様化する消費者問題への対応が必要となっており、市民自らが判断・行動するための情報を提供するとともに、特に高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐための見守り体制づくりが必要となっています。</p>	<p>③ 1 地域で消費者トラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成のための講座を開催します。（消費生活センター）</p> <p>③ 2 ホームページの充実等、消費者トラブルに関する情報を積極的に提供します。（消費生活センター）</p> <p>③ 3 消費者保護条例に基づき、市民の意見等を反映した消費者施策を国・県等関係機関と連携を図りながら実施します。（消費生活センター）</p> <p>③ 4 自治会等の団体や学校と連携を図り、出前講座等による啓発と消費者教育に取り組みます。（消費生活センター）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
交通安全	<p>① 地域での登下校時の交通安全活動へ積極的に参加する。</p> <p>① 自家用車を運転する時は交通ルールを守り、譲り合いの精神で安全運転に努める。</p> <p>① 運転免許を返納する。</p>	<p>① 交通ルールの徹底を図るなど積極的に交通安全を実践する。</p> <p>① 従業員への交通安全教育を実施する。</p>
防犯	<p>② 児童の見守り活動や地域のパトロール等地域ぐるみの活動へ積極的に参加する。</p>	<p>② 犯罪を許さない社会を築くため、暴力排除の意識を徹底する。</p>
消費者保護	<p>③ 消費生活に関する知識や情報を取得し、消費者トラブルに巻き込まれないよう心掛け、地域の見守り体制に参加する。</p>	<p>③ 法令等を遵守した事業活動を行う。</p> <p>③ 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。</p>

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
産前産後	<p>①パートナーや家族の妊娠・出産・子育てに対する理解が広がり、安心して妊娠・出産・子育てにのぞめる妊婦とパートナー、その家族が増えている。</p>	<p>国や県の方針や取組を踏まえながら、平成27(2015)年に生駒市子ども・子育て支援事業計画が策定され、「子育て楽しいね！いこま～子どもも大人も笑顔で健やかに育ちあうまち～」を理念として、様々な施策を実施してきました。</p> <p>しかし最近では、産後うつ、育児放棄、虐待等の問題が生じており、その対策が急務となっています。</p> <p>安心して妊娠・出産でき、またこれからの未来を担う子どもたちが健やかに育つためには、妊産婦本人だけではなく、パートナーや家族の理解と、妊娠から出産、子育て期まで、切れ目ない支援ができる環境づくりが必要です。</p> <p>そのため、平成28(2016)年から、マタニティコンシェルジュを配置し、母子健康手帳交付時からこれまで以上のきめ細やかな相談支援体制を整え、同時に産後ケア事業も立ち上げ、産後の支援が得られない家庭への支援を行っていますが、今後ますますこれらの需要が高まることが予想されます。</p>	<p>① 1 不育症治療費・一般不妊治療費の助成を実施し、経済的負担を軽減します。(健康課)</p> <p>② 母子健康手帳発行時、マタニティコンシェルジュによりすべての妊婦に対して、不安や心配事等の聞き取りをするなど丁寧な保健指導を行うとともに、父親や祖父母の母親に対する精神的支援や理解の必要性を啓発します。(健康課)</p> <p>③ 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報を提供します。(健康課)</p> <p>④ 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。(健康課)</p> <p>⑤ 産後の心身の安定と育児不安を解消し、安心して産み育てられる環境を整えます。(健康課)</p>
育児	<p>②保護者が精神的に安心して子育てができ、子どもがより一層健康で、すくすくと育っている。</p>	<p>少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、親子を取り巻く環境が厳しくなる中、地域のつながりを強め、地域の子育て環境を守るために、ボランティア等の支援者を増やしていくなど、今後さらに子どもを安心して産み育てることのできる環境を整えることが喫緊の課題です。</p> <p>また、様々な親子やその家族に寄り添い、切れ目なく育児を支援する体制の整備が求められます。</p>	<p>② 1 産婦・新生児や乳児の訪問を実施します。(健康課)</p> <p>② 2 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。(健康課)</p> <p>② 3 母子保健推進ボランティア・託児ボランティアを育成し、活動を支援します。(健康課・子育て支援総合センター)</p> <p>② 4 疾病の早期発見・早期治療、障がいの早期発見及び育児支援等を行うため、乳幼児健康診査を実施し、健診の事後フォローを行います。(健康課)</p> <p>② 5 疾病予防のため、予防接種を実施します。(健康課)</p> <p>② 6 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。(健康課)</p> <p>② 7 子育てに関する知識・技術や子どもの規則正しい生活習慣の確立について、習得する機会や交流の場を提供します。(健康課)</p> <p>② 8 障がい児や発達に遅れのある子どもの、医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育や相談体制を充実します。(健康課・障がい福祉課)</p>

	■市民ができること	■事業者ができること
産前産後	<p>④ 安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるよう、妊娠・出産・子育てに関心を持ち、知識を深める。</p> <p>① 妊婦本人だけでなく地域住民も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の妊婦を積極的にサポートする。</p>	<p>① 妊婦本人だけでなく事業者も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の妊婦を積極的にサポートする。</p>
育児	<p>② 子育てに関する自主グループに参加する。</p> <p>② 妊娠・出産・子育て等の母子保健事業に関心を持ち、保護者が地域で安心して子育てできるよう、積極的にサポートする。</p>	<p>② 妊娠・出産・子育て等の母子保健事業に関心を持ち、保護者が地域で安心して子育てできるよう、積極的にサポートする。</p>

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
保育	① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。	<p>共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実、仕事と子育てを両立させるために非常に重要であり、保育時間の延長等保護者のニーズも多様化しています。</p> <p>本市では、待機児童の解消対策として平成19(2007)年度から私立保育所の誘致に取り組み、保育定員は倍増し、2,300人を超えましたが、保育所ニーズの増加と保育士不足により、未だ待機児童の解消には至っていません。また、一時預かり、延長保育、休日保育や病児・病後児保育の実施等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。</p> <p>さらに、公立保育所の園舎については、全て耐震化が図られています。施設の老朽化が進行しており、その対策が今後必要となります。</p> <p>学童保育についても、快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の確保及び運営体制の充実に向けた取組を進める必要があります。</p> <p>今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、幼児教育・保育の無償化により増加と多様化が見込まれる保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行っていくことが必要です。</p>	<p>① 待機児童解消に向けて、保育所の開設や保育士の確保に取り組みます。(こども課)</p> <p>② 保護者のニーズに合わせた保育事業を継続するとともに、保育サービスのさらなる充実に取り組みます。(こども課)</p> <p>③ 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。(こども課)</p> <p>④ 学童保育児童の見守り活動などの安全確保のため、地域住民に学童保育制度を周知します。(こども課)</p> <p>⑤ 学童保育の充実のため、学童指導員の確保に取り組みます。(こども課)</p> <p>⑥ 子どもたちが地域の中で、安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(こども課)</p> <p>⑦ 保育所への地域活動の情報提供等、保育所と地域が積極的に交流します。(こども課)</p> <p>⑧ 保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の交流、連携を図ります。(こども課・教育指導課)</p> <p>⑨ 保育所及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策を図ります。(こども課)</p>
就学前教育	② 就学前教育の充実と幼稚園の長時間預かり又はこども園化が進んでいる。	<p>核家族化や共働き世帯の増加等により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する保護者ニーズへの対応とともに、幼児一人ひとりの発達の特長に応じた教育が重要となっています。本市には、7市立幼稚園があり、3歳児保育希望者の全員受入れや預かり保育、幼小中連携事業、幼稚園バスの運行等特色ある幼稚園運営に取り組んでいますが、共働き世帯の増加と保護者ニーズの多様化により幼稚園児数は年々減少しています。</p> <p>このことから、現在まで取り組んできた安心・安全な園づくりを中心に、学校評議員会等を活用した学校評価の充実や、幼稚園・保育所・学校・地域が連携できる開かれた園づくりを継続するとともに、国が進める幼児教育・保育の無償化により、さらに保育ニーズの増加が見込まれることから、幼稚園の役割について検討する必要があります。</p> <p>また、保育所・こども園でも、これまで幼保統一カリキュラムにより就学前教育の充実に取り組んできましたが、新たに策定した就学前教育・保育のあり方に関する基本方針に基づき、今後も一層、就学前教育の充実を図る必要があります。</p>	<p>① 多様化する保護者ニーズに応えるため、預かり保育の長時間化、実施日の拡大について検討します。(こども課)</p> <p>② 地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案しながら、こども園化を含め、地域に合った幼稚園の今後のあり方を検討します。(こども課)</p> <p>③ 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と地域、保育所、認定こども園及び学校との交流、連携を図ります。(こども課・教育指導課)</p> <p>④ 幼稚園及び認定こども園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策を図ります。(こども課)</p> <p>⑤ 園児が安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けるため、安全教育に取り組みます。(こども課・防災安全課)</p> <p>⑥ 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(生涯学習課)</p>
子育て支援	③ 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。	<p>子育てを地域で支え合う意識や関係性が希薄になる中、子育て世帯の孤立化を防止し、子どもたちが安心して成長できるよう、悩みを共有・共感・相談できる場や、子育てを地域で支え合うためのコミュニティを構築する必要があります。</p>	<p>③ 1 子どもたちが安心して成長できるよう、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制を充実します。(子育て支援総合センター)</p> <p>③ 2 子育てや家庭で心配なこと等の相談事業を実施し、子育て世帯を支援します。(こどもサポートセンター)</p> <p>③ 3 世代間交流を含め、子育てサロン等、地域で子育てを支え合う取組や活動を支援します。(子育て支援総合センター)</p>

	■市民ができること	■事業者ができること
保育	<p>① ワークショップの参加やアンケートの回答等で、子育て支援施策への意見や要望を行う。</p> <p>① 保育士資格や子育て経験を活かし、不足している保育士や学童指導員として保育行政に関わる。</p> <p>① 子どもたちの見守り活動に積極的に参加する。</p>	<p>① 保護者の多様な保育ニーズに柔軟に対応できるよう、また、少子化の進行も見据えた保育所整備を行う。</p> <p>① 保育所整備が可能な場所の提供を行う。</p> <p>① 子どもたちの見守り活動に積極的に参加する。</p>
就学前教育	<p>② ボランティア活動や園児とのふれあい活動に参加する。</p>	<p>② 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。</p>
子育て支援	<p>③ ボランティアやサポート等の活動を通して子育てを支援をする。</p>	<p>③ ワーク・ライフ・バランスを推進し、従業員が子育てしやすい環境を整備する。</p>

基本計画

	■5年後のまち	■現状と課題	■行政の5年間の主な取組
学校教育	① 児童生徒一人ひとりの確かな学力を育成するために、社会総がかりで多角的な教育活動が進んでいる。	本市では、地域でつながり合う子育てを目標にしなが、児童生徒が安心して活動できる環境づくりに努めています。また、小学校1年生からの外国語活動や ICT 機器を積極的に活用するなど、確かな学力を養成するとともに、挨拶や礼儀を重んじ、自他を認め合う心、すべての生命を尊重する心を培う教育に取り組んでいます。今後、自分の夢を持ち、自信を持って自己実現を図り、自己有用感 ^{※1} を高めるための心の教育の充実と健やかな体を育成する取組の推進がより求められます。 本市の小中学生は、学力調査では平均正答率が県・全国を上回る結果が続いているものの、中学生の読書離れ等の課題があります。そのため、学校司書を中心として読書意欲を向上させ、読書を通して言語能力の育成を図ることが求められます。 また、教職員の資質向上のための研修を有意義に推し進め、学校と保護者・地域・事業者・行政・関係機関との連携をより具体化する必要があります。例えば、登下校時における児童生徒自身の危機対応力を養成し、登下校時の有事における地域とのつながりをより強化する取組などが求められます。 さらに、児童生徒や保護者に対する各種相談事業の充実に対する期待の声はますます高まっており、児童生徒の心に寄り添い、安心と安全を保障するための取組が重要です。学校自身が抱えるいじめ、不登校等の諸課題の解決に向けて、関係機関との連携により、専門的な見地からの具体的な改善策を取り入れていく必要があります。 小中一貫教育については、生駒北小中学校における成果・課題を踏まえ、方向性を検討していく必要があります。	① 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、各学校において学力の向上や生活習慣等の改善に努めるなど、さらなる教育活動を推進します。(教育総務課・教育指導課) ② 小学校外国語活動について、小学校1年生から独自の教材を使用し、外国語指導助手を活用し英語教育を推進します。(教育指導課) ③ ICT 機器を活用し様々な教育効果の向上を図り、児童生徒が主体的・協働的に学習できる環境づくりを進めます。(教育総務課・教育指導課) ④ すべての生命を尊重し、自己有用感と相互理解を高めるための心の教育を充実します。(教育指導課) ⑤ 学校給食を通して食育を推進し、体力向上と生活習慣づくりに取り組みます。(学校給食センター) ⑥ 全小中学校に配置している学校司書を中心として、学校図書館を活性化し、児童生徒の読書意欲の向上を図ります。(教育指導課) ⑦ 教職員の資質と能力の向上を図る研修機会を提供します。(教育指導課) ⑧ 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業により、地域でつながり合う子育てに取り組む、地域教育力で学校を支援します。(教育指導課) ⑨ 児童生徒や保護者に対する相談事業を充実します。(教育指導課) ⑩ スクールアドバイザーの活用により、いじめ、不登校等の学校の諸課題の改善に取り組みます。(教育指導課) ⑪ 適応指導教室運営により、不登校児童生徒の学校復帰支援と心の居場所づくりを積極的に取り組みます。(教育指導課) ⑫ 小中一貫教育の方向性を検討します。(教育総務課・教育指導課)
特別支援教育	② 特別な支援を要する幼児、児童、生徒、保護者への通級指導等や教育相談が効果的に行われ、個に応じた支援や教育が定着している。	本市では、特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、各学校に特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の充実を図ってきました。近年、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が増加しており、今後、特別な支援の需要や要望が高まり、よりきめ細かな特別支援が必要となることから、特別支援教育支援員やスクールボランティアの派遣増加が重要となります。また、特別支援教育コーディネーターのより高い専門性と教員の資質向上が多角的に求められます。	① 特別支援教育支援員を市民から募集し、適切に配置します。(教育指導課) ② スクールボランティアを活用し、特別に支援が必要な児童生徒の学習を補助します。(教育総務課・教育指導課) ③ 特別支援教育相談に対し、様々な見地から相談対応ができるようにスクールカウンセラー等各種相談員を適切に配置します。(教育指導課) ④ 特別支援教育コーディネーターをはじめとする教員の資質向上を図り、研修会や講演会を開催します。(教育指導課) ⑤ 子どもたちの支援内容等を工夫検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)
学校施設	③ 子どもたちが安心して、笑顔で過ごすことができる教育環境が整っている。	昭和40～50年代に建築された学校施設のほとんどが改修時期となる中、トイレ改修を優先的に実施してきましたが、今後、老朽化の改修に多額の費用が発生することが見込まれ、計画的に施設改修を行っていく必要があります。 また、児童・生徒数が減少傾向にある中、今後の推移を見据えた学校規模等の検討が必要です。 さらに、現在の学校給食センターの老朽化に伴い、中学校給食について対応が求められています。	① 学校施設の安全点検を継続するとともに、安全で安心できる教育環境整備のための計画的な学校施設の老朽化対策を行います。(教育総務課) ② 学校施設を使いやすく(バリアフリー化を含む)、きれいで快適なものにします。(教育総務課) ③ 今後の児童・生徒数を踏まえた学校規模・通学区域等を検討します。(教育総務課・教育指導課) ④ 学校給食センターの整備運営事業を推進します。(学校給食センター)

	■市民ができること	■事業者ができること
学校教育	① 保護者は学校行事や地域行事等に参加し、自分の子以外の子どもたちに対しても、積極的に関わりを持つ。	① 地元産等の安全な食材を用いて、アレルギー対応にも十分な配慮がされたおいしい学校給食を提供する。
特別支援教育	② 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。	② 特別支援教育を理解し、障がい者の就労への協力を推進する。
学校施設	③ 学校施設における改善点等を提案する。	③ 学校施設における改修等についてより良い手法等を提案する。

※1 自己有用感: 自分は役に立っている、自分は必要な人間であるなど、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
健全育成	① 地域、学校、家庭が連携し、地域力を活用した支援により、子どもや若者が生き生きと過ごし、健やかに成長する環境が整っている。	<p>価値観やライフスタイルの多様化及び情報通信技術の進展に伴い、社会経済状況がめまぐるしく変化する中で、子どもたちを見守る環境やこれからの子どもたちに求められる能力も従前から変化しつつあります。</p> <p>家庭の教育力の低下や社会との関わりが希薄化している傾向があり、地域で子どもを育てるという意識の向上を図るため、市内の子ども、若者、家庭が地域の人々と交流し、人と人のつながりを感じながら成長していけるよう、地域、学校、家庭が連携して、環境づくりを進めていく必要があります。</p>	<p>① 1 市青少年指導委員と連携し、街頭巡回指導による青少年の見守りや非行防止の取組を進めます。(生涯学習課)</p> <p>① 2 健全育成パトロール等、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課)</p> <p>① 3 青少年が健やかに成長し生きる力を身につけるため、各種団体等と連携し、様々な学びと体験の場の提供等を行います。(生涯学習課)</p> <p>① 4 障がいの有無や国籍、性別等の違いや多様性を理解し、認め合う社会の実現に向けて交流します。(生涯学習課)</p> <p>① 5 家庭の教育の向上、保護者への学習の浸透、拡大を図るため、地域の力を活用した家庭教育支援を充実します。(生涯学習課)</p> <p>① 6 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(こども課)</p>
自立支援	② すべての子ども・若者が安心して成長できる機会が確保され、自立した社会生活を送っている。	<p>不登校やニート、ひきこもり、いじめ、虐待など社会生活上様々な困難を抱える子ども・若者について、関係機関が連携して自立に向けた支援を行っていますが、今後こうした支援が必要になるケースが、ますます増加すると見込まれます。</p> <p>このような困難を抱える子ども・若者や支援者に対して、円滑な社会生活を送ることができるよう、様々な支援機関と連携して、社会復帰に向けて取り組む必要があります。</p>	<p>② 1 不登校、ニート、ひきこもり等に関する相談窓口の体制を整備し、相談できる環境を充実させ、地域と連携した支援を行います。(生涯学習課)</p> <p>② 2 「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」参加機関との連携により、不登校、ニート、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援に取り組みます。(生涯学習課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
健全育成	① 地域の子どもの安全と成長を見守り、青少年の健全育成活動や事業に参加する。	① 県青少年健全育成条例の規定や趣旨を理解する。 ① 青少年の健全育成活動に支援、協力する。
自立支援	② 自らの得意分野や専門性等を發揮した、青少年の自立支援に資する活動へ参加、協力する。 ② 不登校やニート、ひきこもり等の当事者及び家族に、行政の支援窓口等の情報を提供する。	② 子ども・若者に対する職業体験・職業訓練等の取組に協力する。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
人権	①市民が人権について正しい知識を持ち、互いに理解し、尊重し合えるように人権意識が高まっている。	我が国の憲法で基本的な人権は、侵すことのできない永久の権利として保障されており、21世紀は「人権の世紀」と言われています。本市では、平成31(2019)年に生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)を策定し、これに基づき、人権教育・啓発の推進、相談・支援の充実及びボランティア活動に対する支援を行っています。 しかし、現在でも同和問題や高齢者、障がい者等に関わる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権問題やLGBT※1等の性的少数者等に関する問題も起こってきています。 今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっています。	① 1 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。(人権施策課) ① 2 市民や事業者へ人権についての教育・啓発を推進します。(人権施策課) ① 3 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。(人権施策課) ① 4 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。(人権施策課・教育指導課) ① 5 学校教育や社会教育等での人権教育の推進を図ります。(人権施策課・教育指導課) ① 6 職員に対して、職務執行における人権意識の高揚を図ります。(人事課) ① 7 相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。(人権施策課)
多文化共生	②外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会が実現している。	近年、交通機関や情報通信技術の発達に伴い、グローバル化が進み、言語も文化も違う外国人が全国の様々な地域で暮らすようになっており、今後さらに増加していくものと考えられています。本市においては、外国人住民は近年増加傾向にあり、現在1,200人近くの外国人が暮らしています。 本市の外国人への取組としては、平成8(1996)年に生駒市国際化基本指針が、平成12(2000)年に生駒市外国人住民教育指針が策定され、外国人の生活支援のための環境づくりを行っているほか、多文化交流を図るために国際交流活動等を行っています。 今後は、観光や就業等で増加が見込まれることから、外国人が過ごしやすい環境づくりにも対応していくとともに、外国人住民との交流や外国の文化等を学ぶことができる機会の充実を図りながら、外国人住民の生活支援や国際交流活動を担う体制の充実等を行い、外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会の実現のための取組が必要です。	② 1 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。(人権施策課) ② 2 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、多文化共生事業の推進を図ります。(人権施策課) ② 3 外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。(人権施策課・広報聴課) ② 4 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。(生涯学習課) ② 5 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。(教育指導課) ② 6 市民向けの情報について多言語表記を進め、多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。(人権施策課)

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
人権	① 人権尊重の精神に対する理解を深める。 ① 日常生活において、人権感覚を身につける。	① 人権を尊重した事業活動を実施する。 ① 従業員に対する人権教育研修を推進する。 ① 採用条件や雇用条件を適正に整備する。
多文化共生	② 多様な文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。 ② 国際交流事業に参加する。	② 外国人住民の就労を支援する。 ② 市の事業等に参加、協力する。 ② 外国人住民にも対応したサービスを提供する。

※1 LGBT:同性愛のLesbian(レズビアン)とGay(ゲイ)、両性愛のBisexual(バイセクシュアル)、出生時に法律的/社会的に定められた自らの性別に違和感を持つTransgender(トランスジェンダー)の総称で、それぞれの頭文字をつなげた略語。日本語ではしばしば、LGBTを含めた性的マイノリティ(性的少数者)全体を指す用語としても使われる。

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
共同参画の意識形成	① 男女が平等でお互いの人権が尊重され、社会のあらゆる分野でだれもが個性や能力を発揮できるよう、さらなる取組が進んでいる。	<p>職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残る一方、女性に対する意識の変革が浸透しつつある中、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からの暴力（DV:ドメスティック・バイオレンス）等の問題も生じています。</p> <p>家事・育児・介護等の大半を女性が担っていることについては、このような旧態依然とした固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、幅広い層に向けた意識啓発が必要です。また、DV等に係る相談件数は年々増加傾向にあり、今後も県や各関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実等の取組を強化する必要があります。</p>	<p>① 1 市民や事業者など対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。（男女共同参画プラザ）</p> <p>① 2 家庭、職場、学校、地域をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。（男女共同参画プラザ・人事課）</p> <p>① 3 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、自分らしく生きることができる社会を目指し、出前講座を実施します。（男女共同参画プラザ）</p> <p>① 4 男女共同参画プラザを拠点とし、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実させ、DVやハラスメントを許さない地域づくりを進めます。（男女共同参画プラザ）</p>
女性活躍推進	② 女性活躍のための基盤整備が進み、あらゆる分野において女性が活躍できる公平性の高い社会の構築が進んでいる。	<p>人口減少・少子高齢化が進む中で、男性の育児や介護、地域活動への参加、また、女性のさらなる社会進出等、男女が共にあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。</p> <p>そのため、女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに、女性の能力発揮（エンパワーメント^{※1}）を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進める必要があります。一方、家事・育児・介護等の大半を女性が担っている現状を打破するには、男性のワーク・ライフ・コミュニティ・バランスを実現する必要があり、市民だけでなく、事業者がその重要性を理解することが求められます。</p>	<p>② 1 市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性の人材の育成・活用に努めます。（男女共同参画プラザ・人事課）</p> <p>② 2 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスを広く推進するため、社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児・介護への参画の促進等職場環境の整備を推進します。（男女共同参画プラザ・人事課）</p> <p>② 3 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの推進に向けた社会的気運の醸成、男性の家事・育児・介護への参画の促進等を目的とした、市民や事業者など対象者が参加しやすく、女性の活躍をサポートできるような、講演・講座を開催します。（男女共同参画プラザ）</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
共同参画の意識形成	① 家事・育児・介護など家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担する。	① 従来の固定的な性別役割分担意識の変革やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止する職場環境、体制の構築に取り組む。
女性活躍推進	② 「男の産休」や男性の育児休暇取得等についてよく理解し、男性の暮らし方、意識の変革を進める。	② 長時間労働の抑制等、ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮した職場づくりに取り組む。

※1 エンパワーメント:社会の一員として自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことを指す。